

令和4年度

事業報告



草津市 健康福祉部 健康増進課

目 次

第1章 草津市の人口動態	1
第2章 健康増進課の取り組み	
第1節 事業総括	5
1 健康増進課の概要	
2 令和4年度実施事業	
3 生涯を通じた健康づくり	
第2節 健康づくりに関すること	9
1 草津市健康づくり推進協議会	
2 健康啓発推進事業	
3 糖尿病対策関連事業	
4 健康推進員活動	
5 その他の施策	
第3節 感染症対策	26
第4節 予防接種事業	28
第5節 歯科保健対策	34
第6節 健康診査	40
第7節 特定保健指導	61
第8節 食育推進事業	63
第9節 精神保健対策	64
第10節 自殺対策	67
第11節 献血推進事業	71
第12節 地域医療推進事業	73
第13節 保健師の人材育成	78

<参考資料>

- I. さわやか健康だより 年間保存版（令和4年度）
- II. 広報くさつ 6月1日号特集記事（2022年）
- III. 広報くさつ 9月1日号特集記事（2022年）
- IV. 広報くさつ10月1日号特集記事（2022年）
- V. 広報くさつ11月1日号特集記事（2022年）
- VI. 広報くさつ11月1日号特集記事（2022年）
- VII. 広報くさつ 2月1日号特集記事（2023年）
- VIII. 広報くさつ 3月1日号特集記事（2023年）
- IX. 食と運動プロジェクトチャレンジマップ2022

事業報告の編集にあたり

1. 本年報は、草津市における人口動態統計および健康増進業務の実績などを集録したものである。

2. 本年報に用いた比率の算出方法は、次のとおりである。

$$\text{出生・死亡率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{高齢化率} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{人口}} \times 1,000$$

3. 統計の記載について

- ・0(0.0)単位未満（四捨五入した結果が表示した最小桁の1に達しない場合）
- ・「0」または「/」、「-」…当該数字のない場合

4. 市外部団体等の表記について、原則、法人格・肩書・敬称等を省略して記載している。事業実施年度の内容（法令・制度等）に添った表記にて記載している。

第 1 章 草津市の人口動態

1. 草津市の人口動態

本市の人口は、昭和29年10月の市制施行以来増加の一途を辿り、特に昭和40年から急激な増加を示し、平成29年までの間に約4倍の人口増となった。人口動態も年齢階級別・性別人口の相対棒グラフで見ると、市制施行時の富士山型から、ひょうたん型へ変化している。

また、京阪神の通勤圏としてのベッドタウン化、JR駅前の市街地整備等による宅地開発、さらに大学の立地等により、世帯数も9倍となったが、1世帯あたりの人員は近年ほぼ横ばいとなっている。

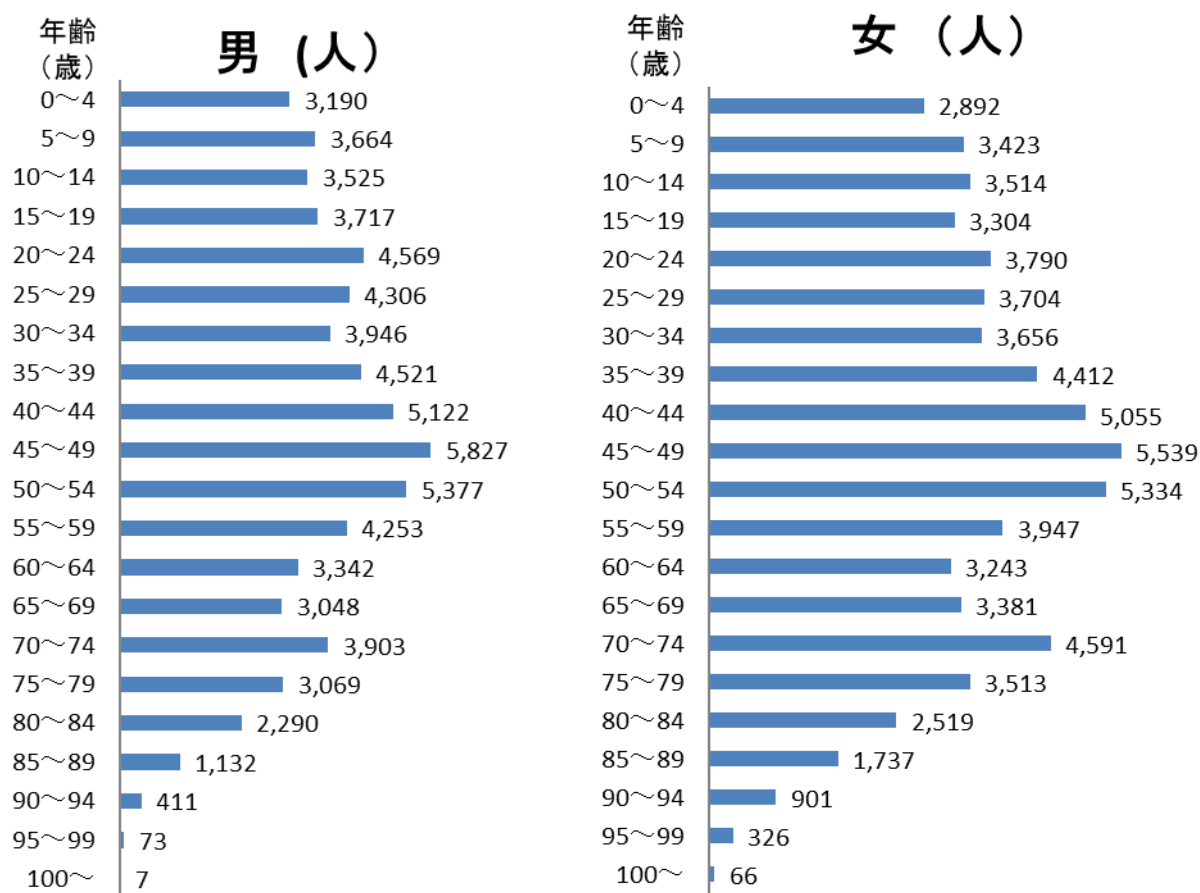
(1) 人口・世帯数の年次推移

(毎年9月末現在)

年	人口 (人)			世帯数	1世帯 当たり人員
	男	女	計		
S 4 9	31,400	30,826	62,226	15,862	3.92
S 5 9	42,356	42,236	84,592	23,413	3.61
H 1	46,100	46,102	92,202	26,816	3.44
H 1 1	56,055	54,271	110,326	40,676	2.71
H 2 1	60,701	59,931	120,632	49,177	2.45
H 2 2	61,457	60,966	122,423	50,279	2.43
H 2 3	62,494	62,101	124,595	51,703	2.41
H 2 4	62,933	62,678	125,611	52,217	2.41
H 2 5	63,594	63,259	126,853	53,170	2.39
H 2 6	64,479	64,124	128,603	54,233	2.37
H 2 7	65,105	64,943	130,048	54,990	2.36
H 2 8	65,684	65,574	131,258	56,033	2.34
H 2 9	66,519	66,069	132,588	57,121	2.32
H 3 0	67,112	66,555	133,667	58,200	2.30
H 3 1	67,640	67,018	134,658	59,234	2.27
R 2	68,217	67,622	135,839	60,315	2.25
R 3	68,828	68,438	137,266	61,426	2.23
R 4	69,292	68,847	138,139	62,473	2.21

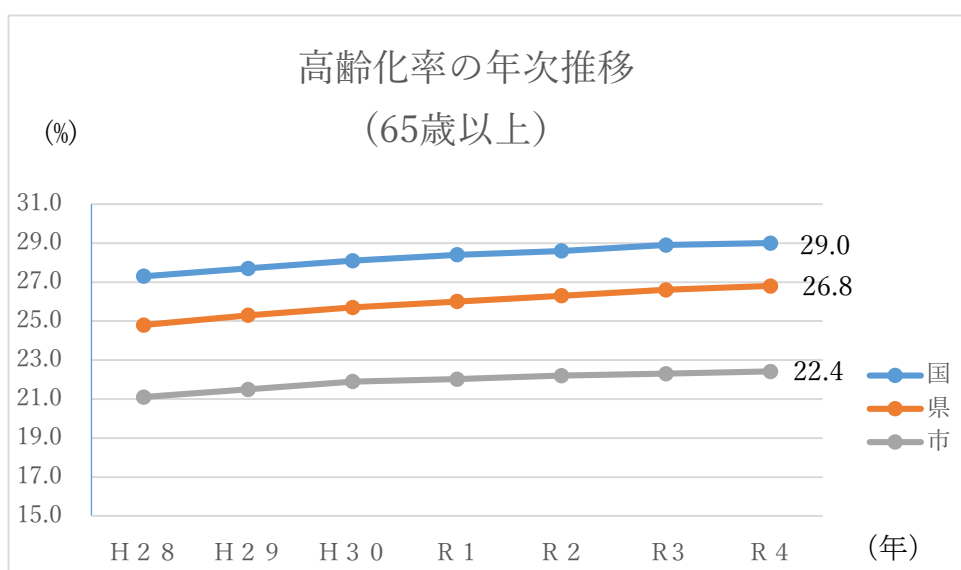
(2) 年齢階級別・性別人口

(令和4年9月末現在)



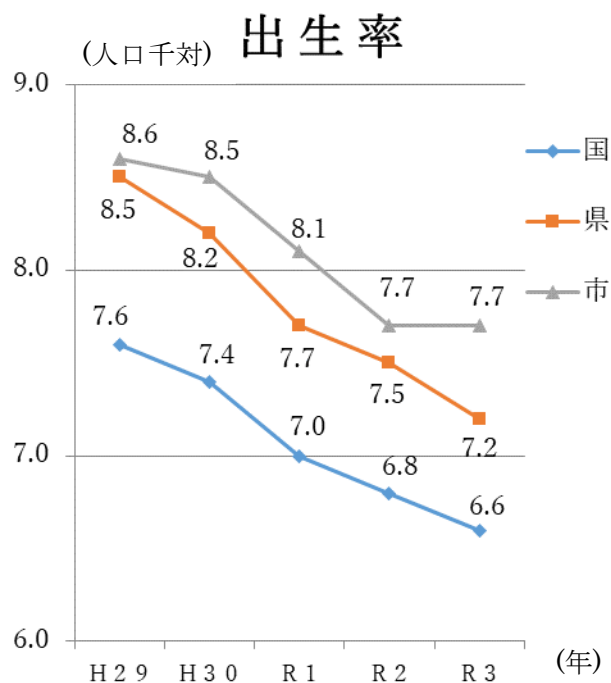
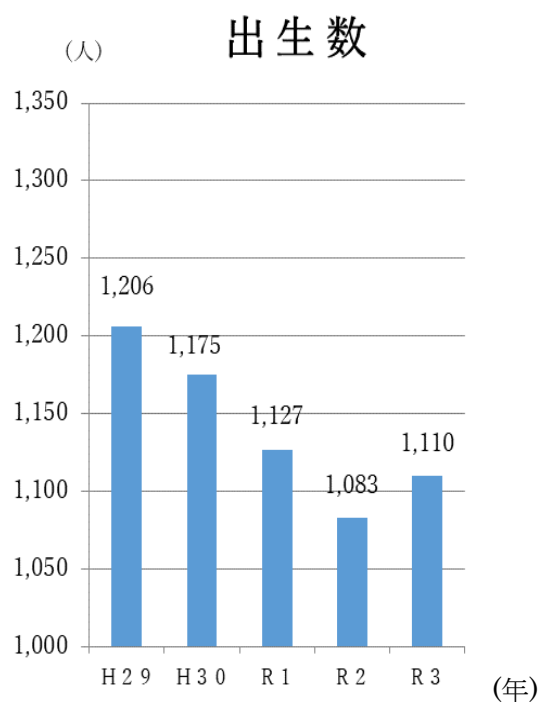
資料:総務省統計局、草津市総合政策部企画調整課

(3) 高齢化率の年次推移(65歳以上)



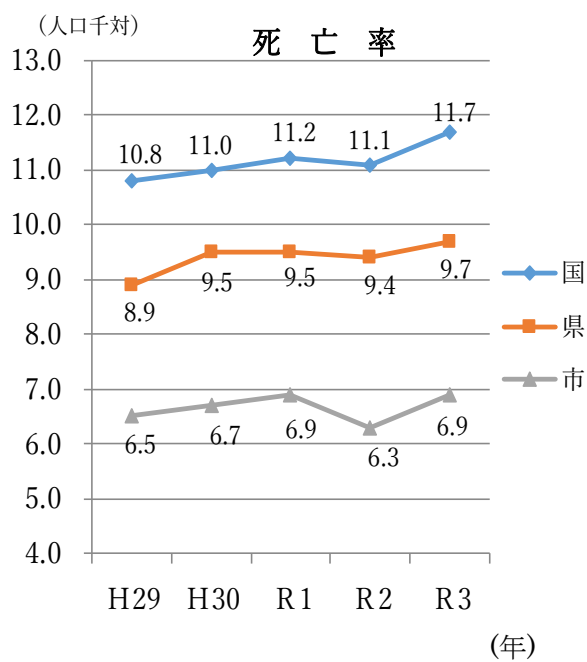
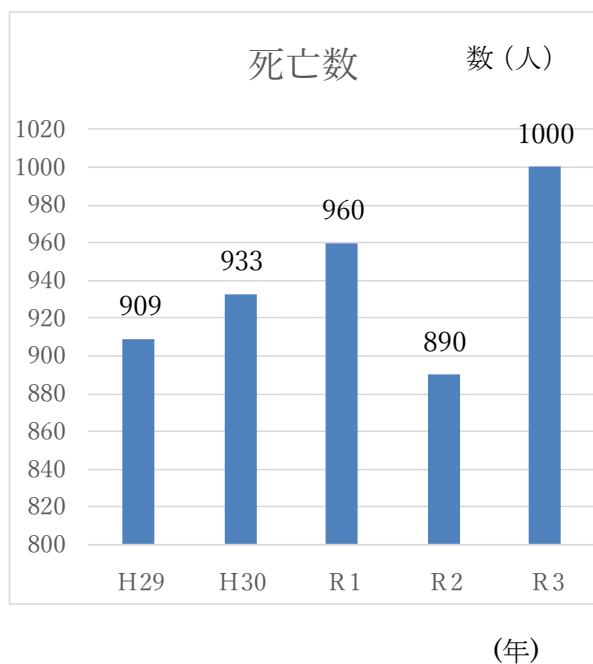
資料:総務省統計局、草津市総合政策部企画調整課

(4) 出生数・率の年次推移



資料：令和2、3年度南部健康福祉事業年報


(5) 死亡数・率の年次推移





資料：令和2、3年度南部健康福祉事業年報


(6) 死亡順位の年次推移


	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 3 県	R 3 国
1位							
2位							
3位							
4位							
5位							



 悪性新生物


 心疾患


 脳血管疾患


 肺 炎


 不慮の事故


 老 衰

資料：各年度事業年報（滋賀県南部健康福祉事務所）
令和3年人口動態統計（厚生労働省大臣官房統計情報部）

(7) 平均寿命と健康寿命の年次推移

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3
平均寿命（男）	82.63	83.02	83.07	84.26	83.41
平均寿命（女）	88.50	88.64	88.69	89.46	88.93
健康寿命（男）	81.15	81.59	81.69	82.58	81.93
健康寿命（女）	85.18	85.48	85.52	85.92	85.74

資料：令和3年草津市人口統計・死亡統計（市民課）
令和3年介護保険データ（介護保険課）
令和3年人口動態統計（厚生労働省大臣官房統計情報部）

※滋賀県の年報の一部数値が公表されていないことから、(4)～(7)については令和3年度までのデータとしている。

第 2 章 健康増進課の取り組み

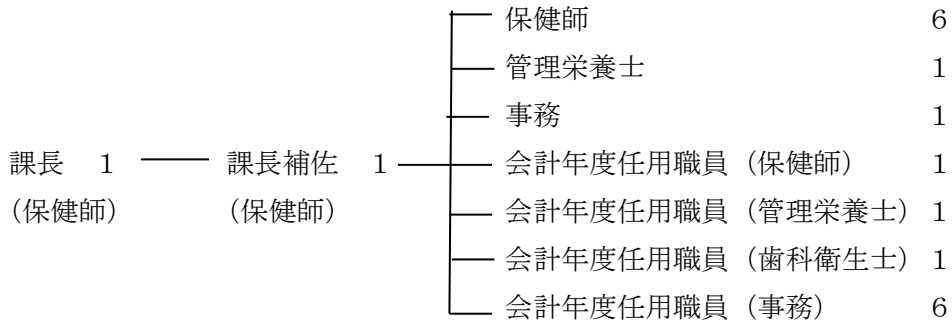
第1節 事業総括

1 健康増進課の概要

(1) 組織

(令和4年4月現在)

(単位：人)



(2) 職種別職員配置数

(令和4年4月現在)

(単位：人)

職名	正規職員	会計年度任用職員 (専門職)	会計年度任用職員 (事務)
保健師	8	1	—
管理栄養士	1	1	—
事務	1	—	6
歯科衛生士	—	1	—
計	10	3	6

※ 1、2とも、特別休暇中の正規職員数を含み、その代替臨時職員数は含まない。

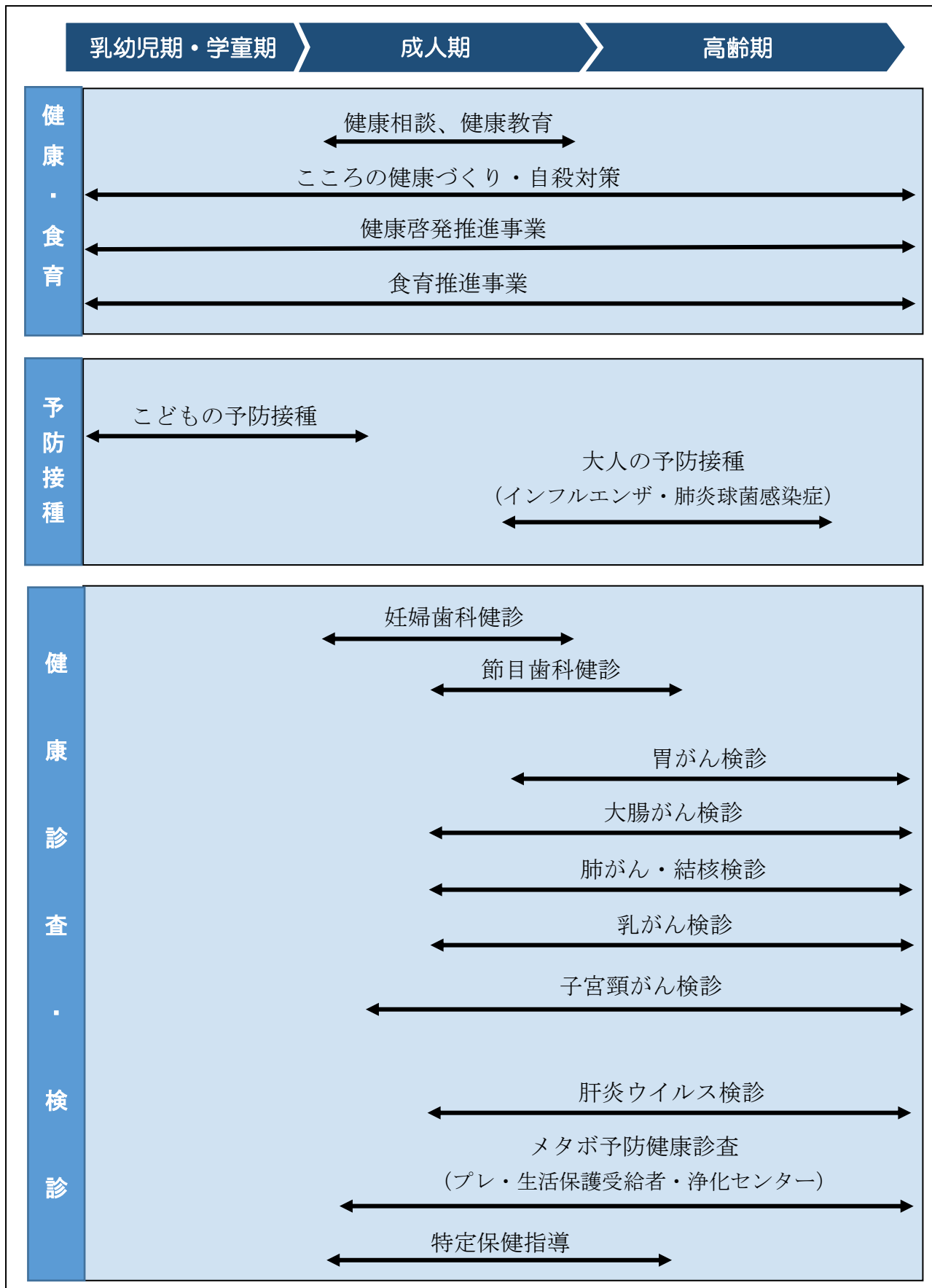
(3) 事務分掌

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 感染症の予防に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること。
- (5) 生活習慣病対策に関すること。
- (6) 特定保健指導に関すること。
- (7) 食育に関すること。
- (8) 精神保健に関すること。
- (9) 自殺対策に関すること。
- (10) 献血に関すること。
- (11) 地域医療連携に関すること。
- (12) 救急医療の推進に関すること。
- (13) 湖南広域行政組合との連絡調整に関すること(保健衛生に関する事務に限る)。
- (14) さわやか保健センターの管理運営に関すること。
- (15) 健康増進に係る保健施策の企画、調査および研究に関すること。
- (16) 保健師の人材育成に係る職員研修および指導に関すること。
- (17) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。
- (18) 課の一般庶務に関すること。

2 令和4年度実施事業

主な事業	概要	掲載頁
健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会部会	P9
健康啓進事業	①健康推進アプリ「BIWA・TEKU（ビワテク）」 ②受動喫煙防止対策事業 ③健康啓発推進事業：「食と運動プロジェクト」	P12
糖尿病対策関連事業	糖尿病性腎症重症化予防 草津市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施（ハイリスクアプローチ）	P13
健康推進員活動	活動内容・養成講座・現任研修・委員会	P16
感染症対策	感染症流行の警報および注意報発令時における市民への注意喚起 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市民への感染予防啓発等の取り組み	P26
予防接種事業	子どもの予防接種 高齢者の予防接種	P28
歯科保健対策	節目歯科健康診査 妊婦歯科健康診査	P34
健康診査	メタボ予防健康診査 肝炎ウイルス検診 がん検診（胃、子宮頸、乳、大腸、肺・結核）	P40
特定保健指導	医療機関、事業所委託による特定保健指導	P61
食育推進事業	草津市クックパッド公式キッチン「草津・たび丸 Kitchen」 食育啓発・食育月間・食育の日の取組	P63
精神保健対策	こころの健康に関する相談 個別ケース会議・連絡調整等 市長同意による医療保護入院	P64
自殺対策	自殺対策推進会議 自殺対策関係課会議 普及啓発事業 人材養成事業 自殺未遂者支援 自死遺族支援	P67
献血推進事業	献血の啓発 草津市骨髄等移植ドナー助成金	P71
地域医療推進事業	湖南広域休日急病診療所事業 救急医療情報システム運営負担金 休日急病歯科診療在宅当番医制事業 草津市看護師養成所等補助金 草津市救急病院運営補助金 かかりつけ医等普及促進事業	P73
保健師の人材育成	保健師の人員配置 保健師の人材育成にかかる取組	P78

3 生涯を通した健康づくり



第2節 健康づくりに関すること

1 草津市健康づくり推進協議会

昭和60年7月、草津市民の健康づくり審議会から、「草津市民の健康づくりの総合的対策についての答申」が市長に提出され、ライフサイクルに応じた健康づくりの対策を協議し実践する組織の必要性が唱えられたことから、昭和61年6月に「草津市健康づくり推進協議会」が発足した。平成8年度には、健康づくり対策における分野ごとの事業の推進について検討していくことを目的に専門部会が設置された。

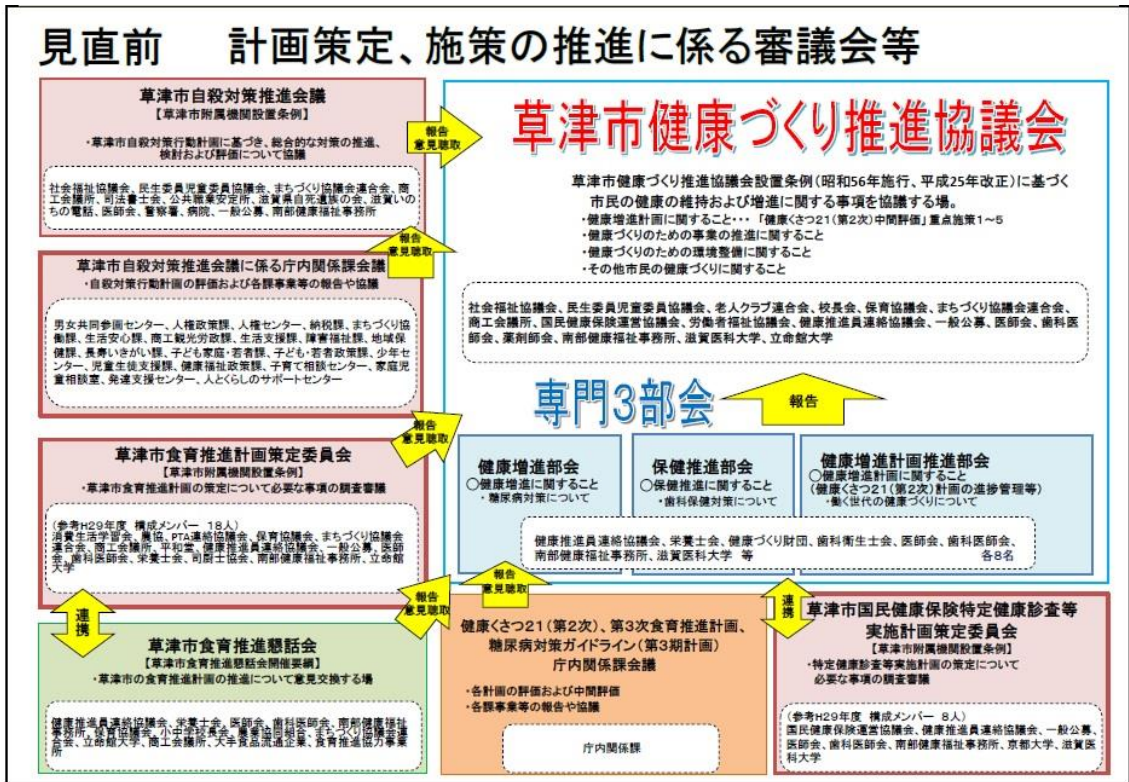
- 平成5年度 「はつらつ長寿プラン（草津市老人保健福祉計画）」策定
- 平成16年度 健康くさつ21（平成17～24年度）策定
- 平成25年度 健康くさつ21（第2次）（平成25～34年度）策定
- 平成29年度 健康くさつ21（第2次）中間評価

(1) 草津市健康づくり推進協議会

①目的

健康増進計画に関すること、健康づくりのための事業の推進に関すること、健康づくりのための環境整備に関することなど市民の健康の維持および増進に関する事項を協議することを目的に開催する。

②組織の構成



見直後 令和5年度以降 会議の位置づけ

草津市健康づくり推進協議会

草津市健康づくり推進協議会設置条例(昭和56年草津市条例第14号)に基づく
市民(国保被保険者を含む)の健康の維持および増進に関する事項を協議する場。

組織(条例第3条)

20人以内で組織
市民代表者、学識経験者、関係行政機関、その他必要な者
任期は2年
*目的達成のため、必要に応じて関係機関が参加(オブザーバー)
社会福祉協議会、公益社団法人草津市健康推進委員会、シニア造業協同組合、校長会、保育協議会、まちづくり協議会連合会、商工会議所、国民健康保険推進協議会、労働者福祉協議会、健康推進員連絡協議会、一般公募、医師会、歯科医師会、薬剤師会、南部健康福祉事務所、滋賀医科大学、立命館大学 計20人

所掌事務(条例第2条)

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)に定める健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること。
- (4) 健康づくりのための事業の推進に関すること。
- (5) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (6) その他市民の健康づくりに関すること。

報告
意見聴取

連携

草津市自殺対策推進会議【草津市附属機関設置条例】

・草津市自殺対策行動計画に基づき、総合的な対策の推進、検討および評価について協議

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会連合会、商工会議所、司法書士会、公民館運営センター、滋賀県自死遺族の会、遺棄いのちの電話、医師会、警察署、病院、一般公募、南部健康福祉事務所

報告 草津市自殺対策推進会議に係る庁内関係課会議

・自殺対策行動計画の評価および各課事業等の報告や協議
男女共同参画センター、人権政策課、人権センター、納税課、まちづくり協働課、生活安心課、商工観光政策課、生活支援課、障害福祉課、地域保健課、長寿いきがい課、子ども家庭・若者課、子ども家庭・若者政策課、少年センター、児童生支支援課、健康福祉政策課、子育て相談センター、家庭児童相談室、発達支援センター、人とらしのサポートセンター

各計画推進に係る庁内関係課会議

計画の重点施策の推進に向けた連携協議

重点施策等効果的な取組について、現状や課題を共有

専門部会における調査研究結果の共有と取組への反映

関係課会議の設置例(協議会の調査研究テーマに応じて開催)

【糖尿病対策】

長寿いきがい課、介護保険課、保険年金課、地域保健課、幼児課、スポーツ保健課、子育て相談センター

【ポピュレーション事業】

長寿いきがい課、保険年金課、地域保健課、健康福祉政策課、スポーツ保健課、商工観光政策課、まちづくり協働課、生活安心課、企画調整課

【食育推進】

まちづくり協働課、生活安心課、環境課、商工観光政策課、農林水産課、資源循環推進課、くさつエコスタイルプラザ、健康福祉政策課、地域保健課、長寿いきがい課、保険年金課、幼児課、生涯学習課、スポーツ健康課、学校給食センター、子育て相談センター

令和4年12月22日に「草津市健康づくり推進協議会設置条例」を一部改正し、所掌事務、及び専門部会の廃止の変更を行った。

【改正理由】

- ・健康くさつ21、草津市食育推進計画、糖尿病対策ガイドライン、草津市国民健康保険保健事業推進計画に関する各委員会を草津市健康づくり推進協議会へ統合し、健康に関する現状分析、課題抽出、審議会からの意見聴取を同協議会で一体的に実施することで市民の各種健康づくり施策と医療費抑制を一体的に進めるため。
- ・今回の協議会見直しにあわせて3つの専門部会を廃止することについては、専門部会の発足当初の機能が、現在では実質的に各課の審議会、関係機関会議等が担っており、専門部会が本来の役割を終えたため。

③実施内容

会議名	会議開催日	会議内容
草津市健康づくり 推進協議会	令和4年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> 各専門部会からの報告 自殺対策推進会議からの報告 草津市健康増進計画等策定業務、および会議の位置づけについて 協議事項 市民の健康に関するアンケート調査について
専門部会	健康増進計画 推進部会	令和4年 10月24日 <ul style="list-style-type: none"> 「健康くさつ21（第2次）」にかかる進捗状況及び平成29年度～令和3年度の経過について 「第3次草津市食育推進計画」にかかる進捗状況について アンケート調査実施について
	健康増進部会	令和4年 11月18日 <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みについて
	保健推進部会	令和4年 10月27日 <ul style="list-style-type: none"> 健康増進課 令和4年度の歯科保健事業の現状と取り組みについて 子育て相談センター 乳幼児歯科保健の現状とう歯のある児に対する早期発見 早期治療の取り組みと令和4年度の取り組みについて 長寿いきがい課 最後まで自分の歯でおいしく食べられる高齢者が増える ための取り組みと方向性について

2 健康啓発事業

「健康くさつ21（第2次）」に「働く世代の健康づくり」が重点施策として挙げられている。働く世代を中心に健全な生活習慣を形成するために様々な団体と連携しながら啓発事業を実施している。

(1) 健康推進アプリ「BIWA-TEKU」

①目的

健康づくりに関心を抱くきっかけづくり、生活習慣改善のための行動変容の動機づけ、意識やモチベーションを高める継続効果や波及効果をねらいとして、実施する。

②実施内容

健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を利用し、健康づくりに1年間（1～12月）取り組み、ポイントをためる。たまったポイント1,000ポイントで1口、賞品の抽選に応募ができる。対象者は19歳以上の市民。

③実施結果 <毎年3月 / アプリダウンロード者数>

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
くさつ健幸ポイント制度（R3年度終了）	703	827	43	37	12	9	-
BIWA-TEKU	-	-	1,469	2,182	2,764	3,429	4,135

単位：人

(2) 受動喫煙防止対策事業

①目的

事業所に対し、喫煙に関する情報提供や、禁煙相談の案内、また、受動喫煙防止の協力を依頼することで、事業所のたばこ対策に関する意識向上を目指すと同時に、従業員の禁煙につなげる。

②実施内容

健幸都市宣言賛同事業所に対し、喫煙の健康に及ぼす影響や、禁煙相談の案内、改正健康増進法にかかる受動喫煙防止対策の情報提供を実施した。（望まない受動喫煙チラシ・受動喫煙ゼロポスター等を送付）

(3) 健康啓発推進事業「食と運動プロジェクト」

①目的

草津市内の飲食店や運動事業所と連携し、食や運動を通じた本市の取組の周知と食育や身体活動の推進を促し、健康づくりの機運を高め、ひいては市民の健康寿命の延伸に繋げる。

②実施内容

市内在住者・市内在勤者を対象とし、市内のスポーツジム、ヨガスタジオ等運動事業所で、自分でも取り組める運動やストレッチを体験で提供し、個人の生活スタイルに対応できるように工夫することで、運動習慣の定着を目指す。

野菜量が多いランチ（野菜の使用量可食部 120 g 以上）を視覚・味覚共に楽しめるよう草津ベジランチとして、飲食店にて提供してもらう（テイクアウトのランチも可能）。また、市内のスポーツジム、ヨガスタジオと連携し、個人の生活スタイルに応じた運動参加や自宅でも行える運動方法を運動事業所にて提供してもらう。

- ・各飲食店や運動事業所の店舗状況を取りまとめ、マップを作成。
- ・捺印（スタンプラリー）を行い、景品に応募できるキャンペーンを実施。
- ・景品応募者に対しアンケート記入を、事業終了後各施設に対しアンケート記入を実施し、評価。
- ・若者世代や働き世代へアプローチするため、インスタグラム（SNS）による事業周知、あわせてフォトコンテストの実施。

③アンケート回答

- ・電子アンケート回答数：45名（うち、紙面アンケート回答数：6名）

＜市内協力店舗＞ 飲食店 15 店舗 運動事業所 10 店舗

※市内の飲食店、運動事業所各 1 店舗に参加し回答した数

- ・草津ベジランチ提供数 約 6,600 食 / 運動チャレンジ体験者数 47 名

＜景品応募者＞

- ・年齢は 30 歳代、性別は男性、職業は会社員が多い。
- ・飲食店は 91%、運動事業所は 11% の割合で新規参加者であった。
- ・フォトコンテストに 76% 「参加した（予定）」であり、「参加しない（予定）」24% のうち、理由「インスタグラムをしていない」が一番多く回答があった。

＜事業所＞

- ・今後も野菜摂取量増加や草津市産野菜使用を利用していききたいと全 15 店舗が回答。
- ・今後も運動習慣のきっかけになる取組を継続したいと全 10 店舗が回答。

3 糖尿病対策関連事業

平成 22 年度に健康づくり推進等の政策立案、医療介護等給付費の適正化を目的に、滋賀県国民健康保険団体連合会による「保険者医療・介護等総合診断事業」により、脳卒中予防と糖尿病重症化予防対策について重点的に取り組む必要があるとの提言を受け、平成 24 年度に「草津市糖尿病対策ガイドライン」を策定した。

平成 24 年度「草津市糖尿病対策ガイドライン（平成 24～26 年度）」策定

平成 26 年度「草津市糖尿病対策ガイドライン第 2 期（平成 27～29 年度）」策定

平成29年度「草津市糖尿病対策ガイドライン第3期（平成30～32年度）」策定
 令和2年度「草津市糖尿病対策ガイドライン第4期（令和3～5年度）」策定
 令和6年度「第3次健康くさつ21」に内包予定

令和4年度から「滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム保健指導ガイド（2019年3月）」に基づき、国民健康保険被保険者のうち糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者に対して、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施を開始。

（1）糖尿病性腎症重症化予防

①目的

糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者（ハイリスク者）に対して医療機関と医療保険者および行政が連携して、腎不全、人工透析への移行を防止する。

②対象者

国民健康保険の被保険者のうち、Ⅰに該当する「医療機関未受診者」と、Ⅱに該当する「医療機関治療中断者」が対象となる。

Ⅰ：令和3年度特定健診の結果から空腹時血糖 126mg/dl または HbA1c6.5%以上かつ eGFR50ml/分/1.73m²未満（70歳以上は 40 ml/分/1.73m²未満）または尿蛋白（+）以上で医療機関未受診の方

Ⅱ：過去に糖尿病性治療歴があり、治療を中断されている方

③実施方法

- ・受診勧奨通知と質問票（治療の有無・未受診等の理由・保健指導の希望の有無）、リーフレットの送付
- ・訪問と電話による受診と保健指導の勧奨
- ・管理栄養士による保健指導

④実施状況

【単位：人】

		R 4	
保健指導対象者数		55	
内訳	医療機関未受診者	24	
	医療機関治療中断者	31	
保健指導実施者数		2	25
訪問による勧奨		15 (うち不在6)	
電話による勧奨		32 (うち不在18)	
リーフレット送付（再通知）		18	

(2) 草津市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施(ハイリスクアプローチ)

①目的

高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、草津市高齢者の抱える多種多様な健康課題に対応するため高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を効果的かつ効率的に進める。

草津市は腎不全や糖尿病等の生活習慣病の医療費が高い。また、介護保険認定者の有病状況では、生活習慣病の割合が県と比較して高い。それらの現状も踏まえ、国民健康保険から後期高齢者医療へのつなぎを意識した重症化予防、および早期介入を図り、医療費削減や介護予防を図っていく。

②対象者

【後期高齢者医療制度の加入者】

・令和3年度特定健診受診者のうち、年度末(基準日:令和4年3月31日)75歳に到達する者で、生活習慣病に関連する検査項目(血圧、脂質、血糖、腎機能等)が要医療の判定基準に該当する者、かつ医療機関に未受診の者。

a) 血圧 収縮期血圧 ≥ 160 mmHg 又は拡張期血圧 ≥ 100 mmHg

b) 脂質 LDL コレステロール ≥ 180 mg/dl 又は中性脂肪 ≥ 500 mg/dl

c) 血糖 HbA1c (NGSP) $\geq 6.5\%$

d) 血清尿酸値 尿酸 ≥ 9.0 mg/dl

e) 腎機能 eGFR < 40 ml/min/1.73 m²、尿蛋白 $\geq 2+$ 、尿蛋白 $\geq +$ かつ 尿潜血 $\geq +$

・令和3年度後期高齢者健康診査受診者のうち、年度末(基準日:令和4年3月31日)76~78歳の、生活習慣病に関連する検査項目(血圧、脂質、血糖、腎機能等)が受診勧奨判定値の医療機関未受診者。

a) 血圧 収縮期血圧 ≥ 140 mmHg 又は拡張期血圧 ≥ 90 mmHg

b) 脂質 LDL コレステロール ≥ 140 mg/dl 又は中性脂肪 ≥ 300 mg/dl

c) 血糖 HbA1c (NGSP) $\geq 6.5\%$ 又は空腹時血糖 126mg/dl

d) 腎機能 eGFR < 40 ml/min/1.73 m²、尿蛋白 $\geq +$

・令和3年度に健診の受診、医療の受診、介護サービスの利用がなく、年度末(基準日:令和4年3月31日)75~76歳の玉川学区の者。※

※健康増進課では対象としていない。

③実施方法

- ・対象者へ通知文、質問票、返信用封筒を送付
- ・訪問と電話による受診勧奨

④実施結果

対象者7名(訪問不可、訪問不在、電話不通4名)

訪問実施3名(訪問による勧奨2名、電話による勧奨1名)

4 草津市健康推進員活動

市民全てが、健やかで充実した生活を営むためには、生涯を通じた総合的な健康づくり施策が必要である。中でも市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り育てる」という自覚と認識を深め、日常生活において実践することが重要である。

地域においては、昭和63年まで、食生活の改善を含めた保健衛生活動を行っていた「保健衛生推進員」と母子保健活動を行ってきた「母子保健推進員」が統合され、「健康推進員」が発足し、地域に根ざしたボランティア組織（草津市健康推進員連絡協議会）として健康づくり活動を開始させた。

健康推進員は地域での組織的な健康づくり活動を推進するためのリーダーとして、市が養成し、市民の健康の保持増進のため、行政と地域のパイプ役として幅広いボランティア活動を行っている。

さらに、健康推進員に対して、各分野の有識者の講演や専門職者による講座を開催することで、健康づくりについてさらに関心や理解を深めるとともに、健康推進員の資質の向上を図り、よりよい健康づくり活動につなげる現任研修を実施している。

(1) 草津市健康推進員連絡協議会の活動

①活動目的

「私達の健康は私達の手で」をスローガンとして地域の健康づくり活動を実践するために、「健康くさつ21（第2次）」「第2次草津市食育推進計画」の目標に向かって活動を進める。また、家庭と地域社会における健康推進員としての責任を認識し、健康文化のまちづくりに努めることを目標とする。

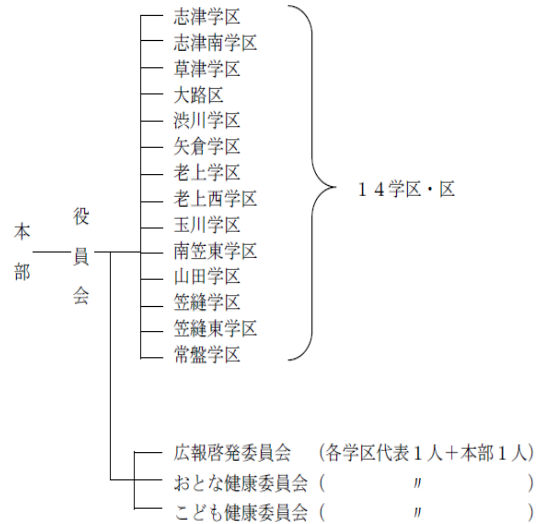
②会員数

【単位：人】

学区・区 年度 始め	志津	志津南	草津	大 路	渋 川	矢 倉	老 上	老 西	玉 川	南 笠 東	山 田	笠 縫 東	常 盤	計	
H28	21	20	16	4	8	5	7		13	23	18	13	14	10	180
H29	23	19	16	6	8	4	8	14	23	18	14	14	10	8	185
H30	22	13	15	7	8	-	8	13	20	19	13	16	10	8	172
H31	23	13	14	8	9	5	8	14	20	19	13	17	12	8	183
R2	21	16	13	7	10	6	7	13	19	19	10	14	13	6	174
R3	21	15	11	7	12	7	7	12	19	19	10	13	13	12	178
R4	20	14	10	7	13	7	8	12	17	19	10	10	13	12	172

③ 組織体制

本部	役員会	会長	1人
		副会長	2人
		会計	1人
		理事 (各学区・区の代表者)	14人
		委員会委員長	3人
		監事	2人



④ 活動状況 (令和4年度)

【学区・区】

市委託事業【健康づくり等】

※上段(回数)、下段(受講人数)

内容	学区・区							
	志津	志津南	草津	大路段	渋川	矢倉	老上	老上西
健康づくり啓発事業	3	3	2	3	2	2	2	4
	109	31	43	51	66	47	36	133
食育推進事業	1	1	2	1	2	1	1	2
	80	8	5,492	28	62	25	25	63
離乳食レストラン	2	2	2	2	1	1	1	1
	50	44	42	51	11	27	24	10
その他	3	3	5	3	1	-	-	2
	521	50	705	78	150	-	-	400
合計	9	9	11	9	6	4	4	9
	760	133	6,282	208	289	99	85	606

内容	学区・区						合計
	玉川	南笠東	山田	笠縫	笠縫東	常盤	
健康づくり啓発事業	2	3	3	3	2	4	38
	56	736	161	138	34	103	1,744
食育推進事業	1	2	1	1	2	1	19
	100	83	12	9	30	26	6,043
離乳食レストラン	1	1	1	1	2	1	19
	12	6	6	18	39	12	352
その他	-	4	4	2	7	3	37
	-	388	13	290	313	156	3,064
合計	4	10	9	7	13	9	113
	168	1,213	192	455	416	297	11,203

滋賀県委託事業 ※上段(回数)、下段(受講人数)

事業名 \ 年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4
おやこの食育教室	2	-	2	-	-	-
	33	-	35	-	-	-
生涯骨太クッキング	2	2	-	3	2	2
	21	26	-	48	25	36
ヘルスサポーター フォローアップ事業	2	2	-	1	1	1
	32	35	-	46	81	91
食育推進月間事業	2	1	2	2	1	1
	450	250	260	150	100	100
生涯を通じた食育推進活動	4	4	6	5	8	6
	82	68	100	183	158	174

事業名 \ 年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4
生活習慣病予防のための (減塩) スキルアップ事業	3	1	3	5	-	-
	99	38	96	135	-	-
生活習慣病予防のための (減塩) スキルアップ事業 (家庭訪問)	-	139	-	-	-	-
	-	909	-	-	-	-
	-	770	-	-	-	-
野菜食べ隊支援事業	1	1	1	1	1	1
	60	60	70	50	47	50
やさしい在宅介護食事業	1	2	2	-	-	-
	30	47	36	-	-	-
男性のための料理教室	-	2	-	-	-	-
	-	26	-	-	-	-

事業名 \ 年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4
高齢者低栄養教室	-	-	-	-	2	1
	-	-	-	-	56	29
健康寿命延伸プロジェクト (若者)	-	-	-	-	1	1
	-	-	-	-	50	30
健康寿命延伸プロジェクト (高齢者)	-	-	-	-	2	2
	-	-	-	-	40	51

【委員会】（令和4年度）

○こども健康委員会

- ・主に0歳から17歳を対象にした事業を行う委員会。
育児支援の視点から、子育てサロン等への参加や、母子保健についての学習会なども開催している。主に、離乳食レストランで離乳食の説明や離乳食の調理等を行っている。また、イベント等において食育フェルトパネルを使って、野菜摂取の大切さを普及している。

（活動実績）

さわやか保健センターおよび各まちづくりセンターで計21回離乳食レストランを開催した。また、食育フェルトパネルを実演し、食育の啓発を行った。

○おとな健康委員会

- ・主に18歳以上を対象にした事業を行う委員会
草津市民歌に合わせた体操「くさつ健康はつらつ体操」の普及活動をしている。
健康推進員の学区・区活動においては、町内や学区・区の運動会や、ふれあいまつり等で積極的に体操の推進に努めている。また、糖尿病などの生活習慣病の予防やフレイル予防のための、媒体作成および普及、地域における草津歯・口からこんにちは体操の普及等も行っている。

（活動実績）

生活習慣病予防の啓発媒体であるメタボバスを見直し、町内や学区・区で普及啓発を行った。また、イベント等でくさつ健康はつらつ体操の普及活動を行った。

○広報委員会

- ・広報・啓発に関する事業を行う委員会
健康推進員だより（広報）を年2回発行している。広報への掲載内容、原稿の検討、レイアウト、印刷等すべて委員会で決定。町内会回覧で、活動を市民にPRしている。また、イベント等で歯科啓発活動としてエプロンシアターを行っている。

広 報	発 行 日	記 載 記 事
草津市健康推進員広報 紙健康推進員だより 第65号	令 和 4 年 9 月 1 日 発 行	■風通しよく委員会を見直しました ■令和4年度総会が行われました ■養成講座始まりました ■かむカムフェスタ2022 ■ビワテク活用してますか？ ■離乳食レストラン ■草津市第二学校給食センターを見学 ■未来ノートご活用ください！ ■安くて野菜たっぷり料理（その1） ■表彰者一覧 ■編集後記

<p>草津市健康推進員広報 紙健康推進員だより 第66号</p>	<p>令和5年 3月1日発行</p>	<p>■災害時の食事、どうしよう？ ■研修・活動の一部をご紹介します ・8020運動って何？ ・歯科啓発推進事業を行いました ・血圧のはなし・減塩について ・一人暮らし高齢者へお弁当を届けました ・パワーアップ講演会を行いました ・いのち・愛・人権のつどい参加(配信) ■シリーズ「子どもと一緒に簡単おやつ」(その1) ■表彰者一覧 ■養成講座終了者一覧 ■健康推進員養成講座受講生を大募集！ ■編集後記</p>
--	------------------------	--

(活動実績)

健康推進員だより（広報）を年2回発行し、健康推進員の活動や日頃の生活に役立つ情報を啓発した。また、イベント等でエプロンシアター（歯科啓発）を行った。

⑤市行事への協力

【単位：人】

内 容 \ 年度末	H29	H30	H31	R2	R3	R4
乳 幼 児 健 診	108	108	33	-	-	-
就 学 時 健 康 診 断	41	41	42	60	48	48

※乳幼児健診：受付業務(平成26～27)、3歳6か月健診時の啓発(平成28～31)

※R2、R3、R4は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、啓発は中止

⑥実施評価

- ・既存の啓発媒体を見直し、各学区で実施した。また、イベント等に出向き、啓発媒体を使用して健康づくり活動を実施した。新型コロナウイルスの流行の中でも、工夫しながら活動を行うことができた。

(2) 草津市健康推進員養成講座の開催

①目的

地域での組織的な健康づくり活動を推進するためのリーダーとして健康推進員を養成するため、健康づくりの啓発普及、指導を行うために必要な基礎知識を習得させるものである。

②対象者

保健衛生や健康づくりに関するボランティア活動に熱意があり、かつ指導力と実践力にとみ、地域指導者としてふさわしいと考えられる市民

③開催期間

令和4年6月7日(火)～令和5年1月16日(月)

④カリキュラム

回	日 程	内 容	時間数	受講者数	
1	6月7日(火)	午前	健康推進員の役割と活動 開講式・オリエンテーション・自己紹介	1.5	10
		午後	健康づくり総論・成人保健について	1.5	10
2	7月28日(木)	午前	健康づくりと食生活についてⅠ	1.5	9
		午後	生活習慣病予防について	1.5	9
3	8月31日(水)	午前	調理実習Ⅰ	2.5	13
		午後	健康づくりのための運動	2	12
4	10月19日(水)	午前	食品衛生、食肉の安全について	2	7
		午後	公衆衛生活動の概要 (たばこ、結核、感染症等について含む)	2	7
5	11月14日(月)	午前	母子保健について	1.5	7
		午後	健康づくりと食生活についてⅡ	1.5	8
6	12月8日(木)	午前	調理実習Ⅱ	2.5	10
		午後	歯の健康について	1.5	9
7	1月16日(月)	午前	老年保健について	1.5	9
		午後	健康推進員活動の進め方(健推になる前の心構え)・修了式・養成講座受講の振り返り	1	9
*	6月～10月		地域活動に参加しよう	2	9

⑤修了者数

【単位：人】

項 目	年 度					
	H29	H30	H31	R2	R3	R4
修 了 者 数	11	11	12	6	7	11

⑥実施評価

- ・新型コロナウイルス感染拡大の中、感染対策を講じながら、養成講座を行い、健康増進員の養成に努めた。

(3) 草津市健康推進員の育成

①目的

健康推進員は、地域の健康づくりを推進するリーダーとしての役割を担っており、健康推進員の資質の向上・最新の知識の修得・草津市の現状の把握・「健康くさつ21(第2次)」

および「第2次草津市食育推進計画」の普及啓発といった内容について、育成支援のため研修会等を実施する。

②現任研修の内容と参加者

(ア) 健康推進員主催

内 容	参加者数(人)
人権学習	-
リフレッシュ研修	-
10年目意見交換会	-
男性の意見交換会	-
1・2年目意見交換会	-
3年目意見交換会	-
新人研修会	4

(イ) 市主催

内 容	参加者数(人)
調理実習Ⅰ	14
調理実習Ⅱ	12
食育講習 ～バランスの良い食事(減塩)について～	37
離乳食について 健康の秘訣はお口にあった!? 目指せ8020!! しっかりニッコリ 噛める歯で!!	40
運動教室 くさつ健康はつらつ体操(リフレッシュ研修)	57
生活習慣病相談について	35
第34回 いのち・愛・人権のつどい	65

③実施評価

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止を行いながら、健康推進員が講義を通して健康づくりの活動にいかせるよう受講を工夫した。

5 その他の施策

(1) 健康教育

市内各種団体からの依頼(みんなでトーク)でテーマに準じた内容の健康教育を行っている。令和4年度に依頼があった団体の多くは、高齢者サロンからであった。

①目的

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は、自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的とする

②実施内容

依頼による健康教育

テーマ	年度	開催回数(回)			参加延べ人数(人)		
		(再掲) 40歳～ 64歳	(再掲) 65歳 以上		(再掲) 40歳～ 64歳	(再掲) 65歳 以上	
栄養・食育	H31	4	1	3	116	38	78
	R2	2	0	2	26	0	26
	R3	2	0	2	31	2	29
	R4	0	0	0	0	0	0
健康づくり	H31	0	0	0	0	0	0
	R2	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0
自殺予防	H31	4	1	3	165	14	151
	R2	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	1	0	1	19	1	18
歯の健康	H31	0	0	0	0	0	0
	R2	1	0	1	14	0	14
	R3	1	1	0	7	2	5
	R4	1	0	1	20	3	17
計	H31	8	2	6	281	52	229
	R2	3	0	3	40	0	40
	R3	3	1	2	38	2	34
	R4	2	0	2	39	4	35

(2) 健康相談

健康相談は、市民の心身の健康に関する相談に専門職が応じ、必要な指導および助言を行っている。(隣保館の健康相談はH29年度から地域保健課事業)。

①目的

市民の心身の健康に関する相談に対し、必要な指導および助言を行うことで、市民の健康

の保持・増進に資することを目的とする。

②内容

<日程>

予約制で平日に実施

<実施状況>

種 類		実 施 回 数 (回)			来 所 者 数 (延べ数)				
		再 掲			再 掲 (人)				
		39歳 以下	40～64 歳	65歳 以上	39歳 以下	40～64 歳	65歳 以上		
相談件数		34	2	3	29	34	2	3	29
再 掲	生活習慣病等	10	0	2	8	10	0	2	8
	栄 養	24	2	1	21	24	2	1	21

③来所者数の年度推移

【単位：人】

項 目	年 度	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
生活習慣病相談		11	17	20	10	6	10
栄 養 相 談		37	25	7	11	19	24
計		48	42	27	21	25	34

(3) 健康手帳の交付

①目的

健康診査や健康相談等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うことを目的とする。

②対象者

18歳以上の市民

③内容

窓口および胃がん検診（集団）にて交付している。また、健康診査・がん検診実施医療機関

において、配布もしくは手帳の掲載がある厚生労働省のホームページを案内している。

【単位：人】

	18～39歳		40～74歳		75歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	
窓口	0	0	1	5	1	2	9

第3節 感染症対策

1 感染症対策

(1) 感染症流行の警報および注意報発令時における市民への注意喚起

① 感染症流行の警報および注意報（通年）

滋賀県感染症情報センターから、感染症発生動向調査等に基づき流行の警報および注意報が発令された場合、直接または市関係施設等を通じて、メール配信サービスやファクスおよび市ホームページ等で市民に情報提供し注意喚起を行っている。

- ・市ホームページへの掲載
- ・メール配信サービス(すぐメール):サービス登録者への情報提供
- ・市関係施設所管課への情報提供および関係施設への連絡依頼
- ・市内放送
- ・えふえむ草津での安全情報放送依頼
- ・警報・注意報発令中看板の掲示(本庁・さわやか保健センター、各まちづくりセンター他)

【対象疾患】

* 感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報

…定点基準値等が基準値を超えた場合に発令される。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) インフルエンザ | (7) 伝染性紅斑(りんご病) |
| (2) 咽頭結膜熱(プール熱) | (8) 百日咳 |
| (3) A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | (9) ヘルパンギーナ |
| (4) 感染性胃腸炎 | (10) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) |
| (5) 水痘(水ぼうそう) | (11) 急性出血性結膜炎 |
| (6) 手足口病 | (12) 流行性角結膜炎 |

* 腸管出血性大腸菌感染症多発警報

- ・腸管出血性大腸菌感染症

…頻発し、集団感染の発生やその恐れがある場合に発令される。

腸管出血性大腸菌感染症多発警報	5回
インフルエンザ注意報	1回
インフルエンザ警報	発令なし

② 食中毒注意報（原則として7～9月）、ノロウイルス食中毒注意報（原則として11月～3月）

細菌性食中毒が発生しやすい気象状態になった場合に、滋賀県健康医療福祉部長より発令される。感染症流行の警報および注意報と同様の方法で、市関係施設等を通じ、広く市民に注意喚起を行っている。

食中毒注意報	5回
ノロウイルス食中毒注意報	4回

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市民への感染予防啓発等の取り組み

① 感染症にかかる予防啓発（通年）

国や県から示される情報を基に、市民に向け適切な感染予防方法や相談窓口等を周知・啓発する。

(3) 感染症発生状況

① 一類・二類・三類感染症発生状況

【単位：人】

		H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
一類・二類・三類感染症発生合計		25	49	20	12	22
一類	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう（天然痘） 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱	—	—	—	—	—
	S A R S	—	—	—	—	—
	鳥インフルエンザ（H5N1）	—	—	—	—	—
	結核	22	8	6	8	13
	急性灰白髄炎	—	—	—	—	—
	ジフテリア	—	—	—	—	—
三類	腸管出血性大腸菌感染症	3	40	14	4	9
	コレラ	—	0	—	—	—
	細菌性赤痢	—	0	—	—	—
	腸チフス	—	0	—	—	—
	パラチフス	—	1	—	—	—

資料：滋賀県衛生科学センター（令和5年5月24日現在）

※草津市内の医療機関で診断された人数

第4節 予防接種事業

1 定期予防接種事業

各種感染性疾病の感染予防、発病予防、重症化予防、まん延予防などを目的とし、予防接種法上の定期接種として実施および接種勧奨を行っている。

(1) 子どもの予防接種と高齢者の予防接種

① 実施内容

予防接種の種類	実施期間	接種料
子どもの予防接種	通年	無料
高齢者インフルエンザ	10月～1月	1,500円
高齢者の肺炎球菌感染症	通年	2,600円

※市民税非課税世帯等は、申請により免除

② 実施方法

滋賀県内の実施医療機関等において個別接種
(草津市および栗東市、守山市、野洲市以外での接種を希望する場合は、事前申込が必要)

③ 周知および接種勧奨

(ア) 周知方法

- ・全戸配布：「さわやか健康だより(年間保存版)」、「広報くさつ」
- ・その他：草津市ホームページへの掲載、庁舎・市内医療機関等にてポスターの掲示
- ・高齢者の肺炎球菌感染症については、対象者に案内ハガキを送付

(イ) 接種勧奨方法

<子どもの予防接種>

- ・すこやか手帳発行時(出生または転入時)に接種勧奨
- ・乳幼児健診時に母子(親子)健康手帳内の予防接種記録を確認し、接種勧奨
- ・周知機会の少ないMR2期、DT2期、日本脳炎2期、日本脳炎特例対象者に対し個別勧奨通知を8月と12月に送付(1回目7,068通、2回目5,428通)。これまで封書で通知していたが、令和4年度からハガキで送付し、対象者に簡易に案内を見ていただけるよう工夫を行った。
- ・HPVワクチンについては、令和4年度から積極的勧奨を再開し、定期接種対象者と、積極的勧奨差し控え期間の対象者に個別勧奨通知を5月に送付(定期接種対象者:3,253通、差し控え期間の対象者:5,396通)。

※個別勧奨通知により、接種者が増加傾向となったことから、個別の勧奨通知の送付は効果があると考えられ、今後も継続が必要である。

④ 実施状況

<子どもの予防接種> (対象者数は令和4年4月1日現在の人口を基に算出)

種類		対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	①対象年齢 ②接種回数など	
B型肝炎 (0歳人口)	1回目	1,099	1,046	95.2	①生後～1歳の誕生日の1日前 ②3回 ・27日以上で2回目 ・1回目接種日から139日以上で3回目	
	2回目	1,099	1,061	96.5		
	3回目	1,099	1,065	96.9		
	合計	3,297	3,172	96.2		
BCG (0歳人口)		1,099	1,069	97.3	①生後～1歳の誕生日の1日前 ②1回	
Hib 感染症 (初回：2 か月～1歳 2か月の人 口) (追加：1歳 人口)	第1期	初回 1回目	1,106	1,047	94.7	①生後2か月～5歳の誕生日の1日前 <u>生後2か月～7か月の1日前</u> 【初回】27日以上で、1歳の誕生日の1日前までに3回 【追加】初回終了後、7か月以上で1回 <u>生後7か月～1歳の誕生日の1日前</u> 【初回】27日以上で、1歳の誕生日の1日前までに2回 【追加】初回終了後、7か月以上で1回 <u>1～5歳の誕生日の1日前</u> 1回
		初回 2回目	1,106	1,060	95.8	
		初回 3回目	1,106	1,072	96.9	
		追加	1,139	1,070	93.9	
	合計	4,457	4,249	95.3		
小児の 肺炎球菌 感染症 (初回：2 か月～1歳 2か月の人 口) (追加：1 歳人口)	第1期	初回 1回目	1,106	1,048	94.8	①生後2か月～5歳の誕生日の1日前 ② <u>生後2か月～7か月の1日前</u> 【初回】27日以上で、2歳の誕生日の1日前までに3回 【追加】初回終了後、1歳で1回 <u>生後7か月～1歳の誕生日の1日前</u> 【初回】27日以上で、2歳の誕生日の1日前までに2回 【追加】初回終了後、1歳で1回 <u>1～2歳の誕生日の1日前</u> 60日以上で2回 <u>2～5歳の誕生日の1日前</u> 1回
		初回 2回目	1,106	1,060	95.8	
		初回 3回目	1,106	1,071	96.8	
		追加	1,139	1,068	93.8	
	合計	4,457	4,247	95.3		
ジフテリア 百日せき 破傷風 (3種混合) (DPT) (4混接種対 象者－4混 接種者)	第1期	初回 1回目	44	0	0.0	①生後3か月～7歳6か月の1日前 ②4回 【初回】20日以上で3回 【追加】初回終了後、6か月以上で1回
		初回 2回目	35	0	0.0	
		初回 3回目	43	0	0.0	
		追加	32	0	0.0	
	合計	154	0	0.0		
不活化 ポリオ (4混接種対 象者－4混 接種者)	第1期	初回 1回目	44	0	0.0	①生後3か月～7歳6か月の1日前 ②4回 【初回】20日以上で3回 【追加】初回終了後、6か月以上で1回
		初回 2回目	35	0	0.0	
		初回 3回目	43	0	0.0	
		追加	32	0	0.0	
	合計	154	0	0.0		

種類		対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	① 対象年齢 ②接種回数など	
ジフテリ ア・百日せ き・破傷 風・不活化 ポリオ (4 種混合) (DPT-IPV) (3 か月か ら1歳3か 月の人口)	第1期	初回 1回目	1,109	1,065	96.0	①生後3か月～7歳6か月の1日前 ②4回 【初回】20日以上で3回 【追加】初回終了後、6か月以上で 1回
		初回 2回目	1,109	1,074	96.8	
		初回 3回目	1,109	1,066	96.1	
		追加	1,168	1,136	97.3	
	合計	4,495	4,341	96.6		
ジフテリ ア・破傷風 (2種混合) (DT) (2期:11 歳人口)	第1期	初回 1回目	0	0	0.0	①第1期:生後3か月～7歳6か月の 1日前 第2期:11～13歳の誕生日の1日前 ②第1期:3回 【初回】20日以上で2回 【追加】初回終了後、6か月以上で 1回 第2期:1回
		初回 2回目	0	0	0.0	
		追加	0	0	0.0	
	第2期	1,422	1,352	95.1		
	合計	1,422	1,352	95.1		
水痘 (1歳人 口)(1歳3 か月～2歳 3か月人口)	1回目	1,139	1,075	94.4	①1～3歳の誕生日の1日前 ②2回 1回目接種後、3か月以上で2回目	
	2回目	1,168	1,048	89.7		
	合計	2,307	2,123	92.0		
麻しん・風 しん(MR) (1歳人口) (5歳人口)	第1期	1,139	1,070	93.9	①第1期:1～2歳の誕生日の1日前 第2期:就学前1年間 ②第1期:1回 第2期:1回	
	第2期	1,379	1,281	92.9		
	合計	2,518	2,351	93.4		
(風しん)			1		上記と同様	
日本脳炎 (初回:6 か月～3歳 の人口) (追加:1 歳6か月～ 4歳の人口) (2期:9歳 人口)	第1期	初回 1回目	4,280	1,304 (1,343)	30.5	①第1期:生後6か月～7歳6か月の 1日前 第2期:9～13歳の誕生日の1日前 ②第1期:3回 【初回】6日以上で2回 【追加】初回終了後、6か月以上で1 回 第2期:1回 ※特例措置対象者 平成14年4月2日～平成19年4月1 日生:20歳未満の間に不足分を接種 平成21年4月2日～平成21年10月 1日生:7歳6か月になる1日前まで に1期を終了していない場合、9～13 歳になる1日前までに不足分を接種
		初回 2回目		1,301 (1,340)	30.4	
		追加	4,470	1,811 (1,900)	40.5	
	第2期	1,490	1,840 (2,081)	123.5		
	合計	14,520	6,256 (6,664)	43.1		
※()は特例措置による接種者を含む						
定期接種対象者(対象者数は12～16歳の女性の人口)						
ガーダシル (HPV)	1回目	3,351	408	12.2	①・定期接種対象者:小6～高1相当 の女性(平成18年4月2日生～平成 23年4月1日生の女性)・差し控え期 間の対象者:高校2年生相当～25歳 になる年度の女性(平成9年4月2日 ～平成18年4月1日生の女性)	
	2回目	3,351	424	12.7		
	3回目	3,351	333	9.9		
サーバリッ クス (HPV)	1回目	3,351	0	0.0	②3回 ●サーバリックス 1か月以上で2回目、1回目の接種 から5か月以上かつ2回目から2か月 半以上で3回目	
	2回目	3,351	0	0.0		
	3回目	3,351	0	0.0		
	合計	10,053	1,165	11.6		

差し控え期間の対象者※勧奨通知（キャッチアップ）送付者）					●ガーダシル
ガーダシル (HPV)	1回目	5,396	538	10.0	1か月以上で2回目、3回目は2回目から3か月で接種 ※差し控え期間の対象者数は勧奨通知送付者数
	2回目	5,396	483	9.0	
	3回目	5,396	349	6.5	
サーバリックス (HPV)	1回目	5,396	0	0.0	
	2回目	5,396	0	0.0	
	3回目	5,396	4	0.1	
	合計	16,188	1,374	8.5	
ロタテック (0歳人口)	1回目	1,099	471	42.9	●ロタリックス ①生後6週から24週まで ②2回（27日以上の間隔） ●ロタテック ①生後6週から32週まで ②3回（27日以上の間隔）
	2回目	1,099	468	42.6	
	3回目	1,099	477	43.4	
ロタリックス (0歳人口)	1回目	1,099	561	51.0	
	2回目	1,099	578	52.6	
	合計	2,748	2,555	93.0	

※県外接種者数（125人）

種類	接種者数（人）
B型肝炎	21
Hib感染症	27
小児の肺炎球菌感染症	27
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ（4種混合）（DPT-IPV）	13
水痘	2
麻しん・風しん（MR）	1
HPV	14
ロタテック	5
ロタリックス	15

<高齢者の予防接種>（対象者数は令和4年4月1日現在の人口を基に算出）

種類 (対象者数の内訳)	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	①対象年齢 ②接種回数など
高齢者インフルエンザ (65歳以上人口)	30,849	17,703	57.4	①・65歳以上の人 ・60歳～65歳未満で厚生労働省令で定める疾患を有する人 ②1回
高齢者肺炎球菌感染症 (通知送付者数)	4,335	956	22.1	①・65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳以上の人で、接種歴のない人 ・60歳～65歳未満で厚生労働省令で定める疾患を有する人 ②1回

(2) おとなの予防接種

風しんの追加的対策（平成31年度から風しん第5期予防接種として実施）

① 実施内容

予防接種の種類	実施期間	接種料
風しんの抗体検査 予防接種	4月～2月末	無料

② 実施方法

- ・対象者は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性。
- ・対象者には、風しんの抗体検査および風しんの予防接種の無料クーポン券を発行する。
- ・全国の実施医療機関や健診会場等において、クーポン券を利用してまず抗体検査を受け抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となる。
- ・転入者に対しては、転入した翌月の中旬にクーポン券を一斉発送している。

③ 周知および接種勧奨

(ア)周知方法

- ・対象者へクーポン券を郵送
- ・草津市ホームページへの掲載、市内医療機関等にてポスターの掲示、広報で周知
- ・令和4年度においては、健幸都市賛同事業所のメーリングリストを活用し、周知

(イ)勧奨方法

- ・未受検者には、個別勧奨通知を11月30日に送付した。(11,088通)
- ・抗体検査を受けた結果、抗体価が低いが予防接種を受けていない方に対し、抗体検査結果の数値を記載したものを12月13日に送付した。(260通)

④ 実施状況

クーポン券発送者数	11,633人 (R4.4.21一斉発送+転入等348人)
抗体検査受検者数	610人
予防接種該当者	130人
予防接種済み者	(過年度の予防接種未接種者を含む) 138人

(3) 造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成

令和4年度から開始し造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成については、造血幹細胞移植後等の治療により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失い、再接種の必要性があると医師が判断した場合、判断材料となる抗体検査費用および予防接種費を助成する。草津市内の予防接種実施医療機関と規模の大きい医療機関にパンフレット配布。令和4年度の申請件数は2件である。

(4) HPV（子宮頸がん予防）ワクチンについて

HPV（子宮頸がん予防）ワクチンは、予防接種後にワクチンとの因果関係が明確ではないものの、重い副反応が疑われる報告があり、国から接種の積極的勧奨を控えるという通知があったが、HPVワクチンの安全性が確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたため、令和4年度から積極的勧奨が再開となった。これに伴い、定期接種対象年齢の時期に積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した対象者（差し控え期間の対象者）も令和7年

3月31日まで無料でHPV（子宮頸がん予防）ワクチンを接種することができる。

また、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までにサーバリックス(2価)または、ガーダシル(4価)のHPVワクチンを国内で自費で受けた者は、かかった費用のうち規定の額を払い戻す償還払いを令和4年度から開始した。償還払いの申請78件（接種回数103回）です。

(5) 予防接種検討会議

開催日時：令和4年9月29日（木）午後1時30分～3時00分

内容：(1) 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン積極的勧奨の再開について

(2) 造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成について

(3) 草津市・栗東市おとなの風しん対策について

(4) 子どもの予防接種実績、予防接種完了率について

(5) おとなの予防接種実績について

(6) 予防接種の不適切接種状況について

(7) 令和5年度個別予防接種委託料について

第5節 歯科保健対策

国では、人生80年を健康で生きがいのある充実した生活を送るために、80歳で20本の歯を残し、生涯健全な自分の歯でかむことを目標に「8020（ハマルニマル）運動」が推進されており、市においても妊娠期から歯科保健への意識を高め、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに歯科保健対策を推進している。

1 成人歯科保健

(1) 節目歯科健康診査

①目的

歯の喪失の原因となる「う歯」および歯周疾患予防と、セルフケア能力の向上を目指し、節目年齢ごとの歯科健診を実施する。

また、この事業を通して「かかりつけ歯科医」をもち、定期的に歯科健診を受診するきっかけづくりを図る。

②実施方法

一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区に委託し、医療機関において個別歯科健診を実施

③実施期間

令和4年6月1日～令和5年3月31日

④対象者

令和4年4月1日現在で満40・50・60・70歳の市民で治療中でない方

⑤受診料

900円（70歳は無料）

⑥周知方法

個別通知、広報くさつ、ポスター、さわやか健康だより、市ホームページ等

⑦歯科健康診査の内容

(ア) 問診

(イ) 歯・口腔の診査

(ウ) 保健指導

⑧受診者および受診率の年度推移

【単位：人】

年度	対象者	40歳		50歳		60歳		70歳		合計	受診率
		男	女	男	女	男	女	男	女		
H30	7,287	72	34	47	23	42	26	86	55	385	5.3%
H31	7,319	38	62	27	63	25	59	131	95	500	6.8%
R2	7,061	28	56	21	63	25	47	114	77	431	6.1%
R3	7,082	43	63	22	55	23	49	73	89	417	5.9%
R4	7,247	34	41	26	69	26	43	63	103	405	5.6%

⑨受診状況

【単位：人】

対象者	40歳			50歳			60歳			70歳			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
合計	34	41	75	26	69	95	26	43	69	63	103	166	405
対象者	2,006			2,318			1,401			1,522			7,247
受診率	3.7%			4.1%			4.9%			10.9%			5.6%

⑩受診結果

(ア) 現在歯数

【単位：人 (%)】

	受診者数	24本以上	20～23本	19本以下
40歳	75	75(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
50歳	95	95(100.0)	0(0.0)	0(0.0)
60歳	69	67(97.1)	0(0.0)	2(2.9)
70歳	166	123(74.1)	21(12.6)	22(13.3)
合計	405	360(88.9)	21(5.2)	24(5.9)

(イ) 判定区分

【単位：人 (%)】

	受診者数	異常なし	要指導	要治療
40歳	75	12(16.0)	27(36.0)	36(48.0)
50歳	95	10(10.5)	32(33.7)	53(55.8)
60歳	69	7(10.1)	18(26.1)	44(63.8)
70歳	166	16(9.6)	37(22.3)	113(68.1)
合計	405	45(11.1)	114(28.1)	246(60.8)

(ウ) 要精密検査(判定区分で要治療の人)

【単位:人(%)】

	受診者数	異常認めず	歯周病であった	歯周病以外であった	未把握
40歳	36	0(0.0)	30(83.3)	6(16.7)	0(0.0)
50歳	53	1(1.9)	48(90.6)	3(5.6)	1(1.9)
60歳	44	1(2.3)	38(86.3)	4(9.1)	1(2.3)
70歳	113	5(4.4)	96(85.0)	11(9.7)	1(0.9)
合計	246	7(2.8)	212(86.2)	24(9.8)	3(1.2)

(エ) 問診結果

【単位:人(%)】

	受診者数	食生活上かむことに満足している	定期歯科健診を受けている	かかりつけ医を決めている
40歳	106	61(57.5)	35(33.0)	42(39.6)
50歳	77	70(90.9)	45(58.4)	62(80.5)
60歳	72	42(58.3)	35(48.6)	48(66.7)
70歳	162	90(55.6)	116(71.6)	137(84.6)
合計	417	263(63.1)	231(55.4)	289(69.3)

①判定区分及び問診

(ア) 食生活上かむことの満足度との相関

40代

【単位:人(%)】

	合計	満足している	やや満足	不自由や苦痛あり	未把握
異常なし	12	10(83.3)	2(16.7)	0(0.0)	0(0.0)
要指導	27	23(85.2)	1(3.7)	3(11.1)	0(0.0)
要治療	36	28(77.8)	7(19.4)	1(2.7)	0(0.0)
合計	75	61(81.3)	10(13.3)	4(5.4)	0(0.0)

50代

【単位:人(%)】

	合計	満足している	やや満足	不自由や苦痛あり	未把握
異常なし	10	7(70.0)	2(20.0)	1(10.0)	0(0.0)
要指導	32	22(68.8)	9(28.1)	1(3.1)	0(0.0)
要治療	53	42(79.2)	10(18.9)	1(1.9)	0(0.0)
合計	95	71(74.7)	21(22.1)	3(3.2)	0(0.0)

60代

【単位：人（％）】

	合計	満足している	やや満足	不自由や 苦痛あり	未把握
異常なし	7	5(71.4)	1(14.3)	1(14.3)	0(0.0)
要指導	18	12(66.7)	5(27.8)	1(5.5)	0(0.0)
要治療	44	25(56.8)	14(31.8)	5(11.4)	0(0.0)
合計	69	42(60.9)	20(29.0)	7(10.1)	0(0.0)

70代

【単位：人（％）】

	合計	満足して いる	やや満足	不自由や 苦痛あり	未把握
異常なし	16	11(68.8)	4(25.0)	0(0.0)	1(6.3)
要指導	37	20(54.1)	13(35.1)	2(5.4)	2(5.4)
要治療	113	59(52.2)	44(38.9)	9(8.0)	1(0.9)
合計	166	90(54.2)	61(36.8)	11(6.6)	4(2.4)

<まとめ>

- ・受診者のうち212名（86.2％）が歯周病であり、どの年代も半数以上が口内に何らかの疾患があることがわかる。
- ・「食生活上、かむことに満足している」人は50代の人が多く、年齢が上がるほど、満足度が低下している。

(2) 妊婦歯科健康診査

①目的

- (ア) 妊婦の歯周疾患予防と、生まれてくる子の歯予防を中心とする口腔衛生の向上に寄与することを目的として、「妊婦歯科健康診査」を実施する。
- (イ) 「かかりつけ歯科医」をもち、定期歯科健診のきっかけづくりを推進する。

②実施方法

一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区に委託し、個別健診を実施

③実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

④対象者

市に住民登録をしている妊婦。受診回数は、妊娠中一回とする。

⑤受診料

900円

⑥周知方法

広報くさつ、ポスター、チラシ、さわやか健康だより、市ホームページ
※ 母子（親子）健康手帳交付時にチラシを配布。

⑦歯科健康診査の内容

- (ア) 問診
- (イ) 歯・口腔診査
- (ウ) 保健指導

⑧受診状況

【単位：人】

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～	合計
H29	0	12	81	105	75	13	286
H30	3	11	77	120	78	17	306
H31	1	13	78	113	61	13	279
R2	0	11	54	99	71	10	245
R3	0	12	81	99	57	12	261
R4	0	8	84	109	66	14	281

⑨受診結果

(ア)判定区分

【単位：人（％）】

	受診者数	異常なし	要指導	要治療
～19歳	0	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
20～24歳	8	0(0.0)	5(62.5)	3(37.5)
25～29歳	84	15(17.9)	36(42.9)	33(39.2)
30～34歳	109	23(21.1)	38(34.9)	48(44.0)
35～39歳	66	13(19.7)	28(42.4)	25(37.9)
40歳～	14	3(21.4)	7(50.0)	4(28.6)
計	281	54(19.2)	114(40.6)	113(40.2)

(イ)問診結果

【単位：人（％）】

	受診者数	食生活上かむことに満足している	定期歯科健診を受けている	かかりつけ医を決めている	たばこを吸ったことがない
～19歳	0	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
20～24歳	8	5(62.5)	4(50.0)	11(91.7)	3(37.5)
25～29歳	84	66(78.6)	33(39.3)	34(42.0)	76(90.5)
30～34歳	109	93(85.3)	41(37.6)	47(47.5)	93(85.3)
35～39歳	66	47(71.2)	20(30.3)	21(36.9)	51(77.3)
40歳～	14	11(78.6)	6(42.9)	3(25.0)	12(85.7)
計	281	222(79.0)	104(37.0)	116(47.4)	235(83.6)

<まとめ>

- ・判定区分では、281名の受診者のうち、要指導、要治療たすと半数以上を占めている。

第6節 健康診査

1 メタボ予防健康診査

(1) 目的

特定健康診査の健診項目に準じ、メタボリック・シンドロームに着目した健康診査を実施し、自身の健康状態の把握、健康管理につなげることを目的とする。

(2) 対象者

内容	対象者
生活保護受給者健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度末日で40歳以上 ・受診時において生活保護受給者で、かつ医療保険未加入者
プレ特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度末日で19～39歳 ・受診機会のない市民
琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター健康診査(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度末日で19歳以上 ・琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター周辺住民

※琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター供用開始に伴い、周辺住民の人体への影響を配慮し、「覚書」に基づき、昭和59年から実施。

(3) 実施方法

委託により実施している。

内容	委託先	
	個別	集団
生活保護受給者健康診査	草津栗東医師会 (受託医療機関)	
プレ特定健康診査	草津栗東医師会 (受託医療機関)	近畿健康管理センター(年8回)
琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター健康診査	草津栗東医師会 (受託医療機関)	

(4) 実施期間

6月～翌年2月(浄化センター健康診査：8月～翌年2月)

(5) 自己負担金

内容	自己負担金	
	個別	集団
生活保護受給者健康診査	無料(要申請)	
プレ特定健康診査	1,800円	1,500円
琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター健康診査	1,800円	

(6) 健康診査内容

内容	対象者	健診項目
生活保護受給者健康診査	40～75歳未満	②+実施要件により③
	満75歳以上	①
プレ特定健康診査	19～39歳	②
琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター健康診査	19～39歳	②
	40～75歳未満	②+実施要件により③
	満75歳以上および65歳以上の後期高齢者医療被保険証を持つ方	①

① 健康診査項目

※②は①に_____が追加されている。

項目	内容
①	問診 : 待合時、受診者各自で健診票内の問診票を記入する。 服薬・既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状など 診察 : 理学的所見、身体観察 身体計測 : 身長、体重、BMI 血圧測定 : 収縮期血圧、拡張期血圧 血中脂質検査 : 中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール 血糖検査 : 空腹時血糖またはヘモグロビンA1c (NGSP 値) 肝機能検査 : AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP) 尿検査 : 糖、蛋白
②	問診 : 待合時、受診者各自で健診票内の問診票を記入する。 服薬・既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状など 診察 : 理学的所見、身体観察 身体計測 : 身長、体重、BMI、 <u>腹囲 (内臓脂肪面積)</u> 血圧測定 : 収縮期血圧、拡張期血圧 血中脂質検査 : 中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール 血糖検査 : 空腹時血糖、 <u>ヘモグロビンA1c (NGSP 値)</u> ※食後10時間未満の場合は、ヘモグロビンA1cのみ 肝機能検査 : AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP) <u>腎機能検査 (腎機能・尿酸代謝検査) : 血清クレアチニン、eGFR、尿酸</u> 尿検査 : 糖、蛋白、 <u>潜血</u>
③ 詳細項目	貧血検査 : 赤血球数、血色素量 (ヘモグロビン値)、ヘマトクリット値 心電図検査 : 12誘導心電図 眼底検査 : 特定健診に準ずる。 ※詳細項目は下記の一定の基準のもと、医師が必要と判断した場合にのみ判断理由を明記して実施する。

② 詳細項目実施の要件 (基準)

貧血検査	貧血の既往歴を有する方または視診などで貧血が疑われる方で医師が必要と認めた方。(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)
心電図検査 (12誘導心電図)	<u>当該年度の健診結果において、収縮期血圧140mmHg以上、もしくは拡張期血圧90mmHg以上、または問診等で不整脈が疑われる方。</u>

眼底検査	<p><u>当該年度の健康診査の結果において、<u>血圧または血糖が、次の基準に該当した方。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上</u>・<u>空腹時血糖値126mg/dL以上、またはHbA1c6.5%以上</u> <p>※ただし、<u>健診当日から1か月以内</u>に実施すること。</p>
------	---

(7) 健康診査結果

① プレ特定健康診査・生活保護受給者健康診査

< プレ特定健康診査 >

年度	項目	対象者 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)
			男	女	計	
H30		34,554	52	238	290	0.8
H31		34,590	55	188	243	0.7
R2		34,400	51	116	167	0.5
R3		34,495	59	120	179	0.5
R4		34,075	55	159	214	0.6

< 生活保護受給者健康診査 >

年度	項目	対象者 (人)	受診者数 (人)			受診率 (%)
			男	女	計	
H30		814	13	6	19	2.3
H31		843	17	9	26	3.1
R2		827	13	10	23	2.8
R3		845	15	13	28	3.3
R4		843	20	10	30	3.6

性・年齢別 高リスク判定者数 (内臓脂肪・血压・血中脂質・血糖)

【単位：人】

性別	年齢	内臓脂肪	血压	血中脂肪	血糖
男性	19～20歳	1	1	1	0
	21～25歳	2	1	2	0
	26～30歳	7	3	5	0
	31～35歳	3	2	5	2
	36～40歳	11	10	8	1
	41～74歳	10	13	11	5
	75歳以上	1	2	2	1
	計	35	32	34	9
女性	19～20歳	0	0	0	0
	21～25歳	0	2	0	0
	26～30歳	3	0	3	1
	31～35歳	3	2	8	1
	36～40歳	4	6	3	1
	41～74歳	6	9	7	4
	75歳以上	0	0	0	0
	計	16	19	21	7

性・年齢別 メタボリックシンドローム判定結果

【単位：人】

性別	年齢	非該当	予備群該当	基準該当	判定不能
男性	19～20 歳	0	0	1	0
	21～25 歳	8	1	1	0
	26～30 歳	8	4	1	0
	31～35 歳	8	1	2	0
	36～40 歳	12	2	6	0
	41～74 歳	8	3	7	0
	75 歳以上	1	0	1	0
	計	45	11	19	0
女性	19～20 歳	1	0	0	0
	21～25 歳	16	0	0	0
	26～30 歳	20	2	0	0
	31～35 歳	47	0	3	1
	36～40 歳	66	2	0	1
	41～74 歳	4	1	5	0
	75 歳以上	0	0	0	0
	計	154	5	8	2

医師の判断

【単位：人】

性別	年齢	異常を認めない	異常を認める				合計
			日常生活に注意し経過観察	2～3 か月後に再検査を勧める	要受診	引き続き治療を続ける	
男性	19～39 歳	19	14	12	7	3	55
	40～74 歳	2	4	1	3	8	18
	75 歳以上	0	0	0	0	2	2
	計	21	18	13	10	13	75
女性	19～39 歳	101	34	10	10	4	159
	40～74 歳	1	1	1	1	6	10
	75 歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	102	35	11	11	10	169

②琵琶湖湖南中部流域下水道浄化センター周辺住民健康診査

地域別の受診者

【単位：人】

	矢橋	新浜	橋岡	大町	ヴィア・プレッソ	計
H30	13	6	5	1	5	30
H31	14	4	4	0	0	22
R2	7	3	3	1	0	14
R3	5	3	1	0	1	10
R4	7	4	2	1	1	15

メタボリックシンドローム判定結果（19歳～74歳の受診者）

【単位：人】

		非該当		予備群該当		基準該当		判定不能	
		男	女	男	女	男	女	男	女
計	人数	5	7	1	0	1	1	0	0
		12		1		2		0	
	%	80.0%		6.7%		13.3%		0%	

医師の判断

【単位：人】

性別	年齢	異常を認めない	異常を認める				合計
			日常生活に注意し経過観察	2～3か月後に再検査を勧める	要受診	引き続き治療を続ける	
男性	19～39歳	1	0	0	0	0	1
	40～74歳	1	1	0	0	2	4
	75歳以上	1	0	0	0	1	2
	計	3	1	0	0	3	7
女性	19～39歳	0	0	0	0	0	0
	40～74歳	2	3	0	0	1	6
	75歳以上	1	0	0	1	0	2
	計	3	3	0	1	1	8

2 肝炎ウイルス検診

(1) 目的

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルスの感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受けて医療受診することにより、肝炎による健康被害を回避し、症状の軽減、進行の遅延を図ることを目的とする。

(2) 実施方法

対象年齢	40歳以上
実施期間	6月～翌年2月
実施方法	【個別検診】草津栗東医師会に委託（各医療機関において実施） 【集団検診】近畿健康管理センターに委託（年8回）
自己負担金	【個別検診】B型+C型：1000円 【集団検診】B型+C型：600円 ※65歳以上、無料クーポン券対象者、市民税非課税または免除世帯、生活保護世帯は無料（要申請）
その他	過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのない市民

・肝炎ウイルス検診個別勧奨・再勧奨を実施

《個別勧奨対象者》

当該年度末日で40・45歳の市民

《送付月》令和4年6月（個別勧奨）、11月（再勧奨）

(3) 検診内容

①問診

②血液検査

(ア) C型肝炎ウイルス検査

㊶ HCV抗体検査

㊷ HCV核酸増幅検査

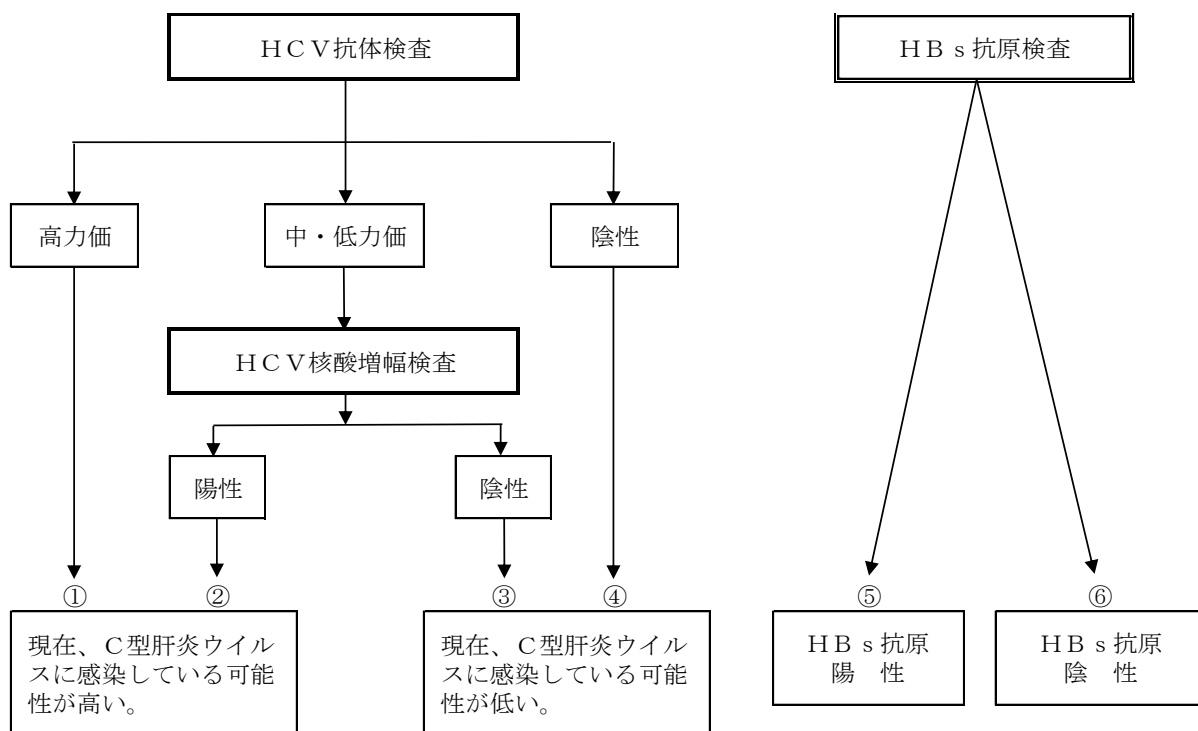
HCV抗体検査の結果、中力価および低力価とされた場合に行う

(イ) B型肝炎ウイルス検査

㊸ HBs抗原検査

(4) 検診結果

肝炎ウイルス検診の結果判定流れ（参考）



受診者数および項目別の検査結果別人員

【単位：人】

項目 年齢	受診者数	（検査別受診者数）			結果（C型） 感染の可能性		結果（B型）	
		B型 + C型	B型 のみ	C型 のみ	高い ① ②	低い ③ ④	陽性 ⑤	陰性 ⑥
40歳	276	276	0	0	0	276	0	276
41～44歳	14	14	0	0	0	14	0	14
45～49歳	147	147	0	0	0	147	2	145
50～54歳	11	11	0	0	0	11	0	11
55～59歳	5	5	0	0	0	5	0	5
60～64歳	11	11	0	0	0	11	0	11
65～69歳	13	13	0	0	0	13	0	13
70～74歳	18	18	0	0	0	18	1	17
75～79歳	4	4	0	0	0	4	0	4
80歳以上	3	3	0	0	0	3	0	3
合計	502	502	0	0	0	502	3	499

C 無料クーポン券利用状況 【単位：人】

年齢（歳）	40	45	合計
対象者 A	1,918	1,685	3,603
受診者数 B	276	139	415
受診率 B/A	14.4%	8.2%	11.5%

3 がん検診

(1) 目的

国や県のがん検診実施のための指針に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡者数を減らすことを目的に実施する。

(2) 実施内容

検診の種類	対象年齢	実施期間	実施方法	受診間隔	その他
胃がん検診	50歳以上	6月～翌年2月	個別・集団	2年度に1回	
子宮頸がん検診	20歳以上	4月～翌年3月	個別・集団	2年度に1回	女性のみ
乳がん検診	40歳以上	4月～翌年3月	個別・集団	2年度に1回	女性のみ
大腸がん検診	40歳以上	6月～翌年2月	個別・集団	1年度に1回	
肺がん・結核検診	40歳以上	6月～翌年2月	個別・集団	1年度に1回	

(3) 実施方法

検診の種類	個別検診	集団検診
胃がん検診	草津栗東医師会 (各医療機関において実施)	近畿健康管理センター 年6回(胃部X線検査)
子宮頸がん検診	県下集合契約 (各医療機関において実施)	近畿健康管理センター 年7回
乳がん検診	県下集合契約 (各医療機関において実施)	近畿健康管理センター 年7回
大腸がん検診	草津栗東医師会 (各医療機関において実施)	近畿健康管理センター 年8回
肺がん・結核検診	草津栗東医師会 (各医療機関において実施)	近畿健康管理センター 年6回

1) 受診料

検診の種類	健診内容	受診料	
		個別検診	集団検診
胃がん検診	胃部X線検査	2,300円	1,700円
	胃内視鏡検査	3,100円	
子宮頸がん検診	内診・細胞診	1,600円	1,400円
乳がん検診(40代)	マンモグラフィ2方向	1,900円	1,300円
乳がん検診(50歳以上)	マンモグラフィ1方向	1,400円	1,200円
大腸がん検診	便潜血検査(2日法)	500円	300円

肺がん・結核検診	胸部X線のみ	700円	400円
	胸部X線+喀痰検査	1,500円	700円

※70歳以上（肺がん・結核検診においては65歳以上）、無料クーポン券対象者、市民税非課税または免除世帯、生活保護世帯は無料（要申請）

2) 無料クーポン券

検診の種類	内容
子宮頸がん検診	令和4年4月1日時点で20・ <input type="checkbox"/> 25・ <input type="checkbox"/> 30・ <input type="checkbox"/> 35・ <input type="checkbox"/> 40歳の市民（女性のみ）に送付
乳がん検診	令和4年4月1日時点で40・ <input type="checkbox"/> 45・ <input type="checkbox"/> 50・ <input type="checkbox"/> 55・ <input type="checkbox"/> 60歳の市民（女性のみ）に送付

※は市独自の対象者

無料クーポン券の送付：令和4年6月

3) 個別勧奨・再勧奨

- ・すべてのがん検診について行動経済学の「ナッジ理論」を参考にした個別勧奨・再勧奨通知を作成し送付した。
- ・子宮頸がん検診、乳がん検診については個別勧奨（6月）・再勧奨（11月）を実施
- ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診については個別勧奨（6月）を実施

(4) 検診結果

①胃がん検診

a 検診実施状況

【単位：人】

年 度	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	
	集団・個別併用 (集団：8回)	集団・個別併用 (集団：6回)	個別	集団・個別併用 (集団：6回)	集団・個別併用 (集団：6回)	
対象者数	50,628	51,829	52,921	54,280	55,729	
受診者数 A (a+b+c)	874	634	569	540	994	
(再掲 X線集団検診受診者数 a)	309	178	111	78	149	
(再掲 X線個別検診受診者数 b)	243	116	116	103	230	
(再掲 内視鏡個別検診受診者数 c)	322	340	342	359	615	
2年連続受診者		0	0	0	0	
受診率	1.7%	2.9%	2.3%	2.0%	2.8%	
要精密検査者数 B	82	54	48	43	45	
要精密検査率 B/A	9.4%	8.5%	8.4%	8.0%	4.5%	
精密検査受診者数 C	82	52	48	43	44	
精密検査受診率 C/B	100.0%	96.3%	100.0%	100.0%	97.8%	
がん発見者数(要精検から) D	7	3	4	6	1	
がん発見者率 D/A	0.80%	0.47%	0.70%	1.11%	0.10%	
ピロリ菌 (要受診)	要受診者数 E	136	88	99	56	99
	要受診率 E/A	15.6%	13.9%	17.4%	10.4%	10.0%
	要受診受診者数 F	68	38	16	20	35
	要受診受診率 F/E	50.0%	43.2%	16.2%	35.7%	35.4%
	ピロリ菌感染性胃炎有 G	35	27	6	10	22
	ピロリ菌感染性胃炎発見率 G/A	4.0%	4.3%	1.1%	1.9%	2.2%
がん発見者数(要受診から)	0	1	0	0	0	

※受診率(%)=(前年受診者+当年受診者-2年連続受診者)/対象者×100

(令和5年11月16日現在)

b 年齢別判定結果

【単位：人】

区 分	受診者数 A	判 定 区 分							精 検 受診者数 C	精検受診率 C/B	
		異常 なし	精検不要	要受診 (ピロリ 菌感染性 胃炎の疑 い)	要精検 (他臓 器)	要精検 (胃所見 B)	要治療・ 要受診	内視鏡検 査中止			
50～59歳	男	96	23	55	10	2	6	0	0	6	100%
	女	171	39	110	16	1	5	0	0	5	100%
60～69歳	男	137	28	75	19	6	9	0	0	9	100%
	女	174	34	114	16	1	5	4	0	5	100%
70～79歳	男	217	38	141	21	5	9	3	0	8	88.9%
	女	157	30	104	10	2	9	2	0	9	100%
80歳以上	男	29	1	21	5	1	1	0	0	1	100%
	女	13	2	8	2	0	1	0	0	1	100%
小 計	男	479	90	292	55	14	25	3	0	24	96.0%
	女	515	105	336	44	4	20	6	0	20	100%
合 計		994	195	628	99	18	45	9	0	44	97.8%

(令和5年11月16日現在)

c 精密検査の結果

【単位：人】

年 齢	区 分 性 別	精 検 受 診 者 数	判 定 区 分					精 検 未 把 握 者 数	精 検 未 受 診 者 数
			異 常 な し	所 見 あ り	所 見 あり の 内 訳 (実 数)				
					が ん	が ん の 疑 い	そ の 他		
50～59歳	男	6	2	4	0	0	4	0	0
	女	5	4	1	0	0	1	0	0
60～69歳	男	9	2	7	0	0	7	0	0
	女	5	2	3	0	0	3	0	0
70～79歳	男	8	0	8	1	0	7	0	1
	女	9	0	9	0	0	9	0	0
80歳以上	男	1	0	1	0	0	1	0	0
	女	1	0	1	0	0	1	0	0
小 計	男	24	4	20	1	0	19	0	1
	女	20	6	14	0	0	14	0	0
合 計		44	10	34	1	0	33	0	1

(令和5年11月16日時点)

②子宮頸がん検診

a 検診実施状況

【単位：人】

年度		H30	H31	R2	R3	R4
対象者数		53,133	53,794	54,274	54,731	55,397
受診者数	A (a + b)	3,085	4,157	2,308	5,020	4,249
(再掲 集団検診受診者数	a)	197	126		201	268
(再掲 個別検診受診者数	b)	2,888	4,031	2,308	4,819	3,981
2年連続受診者		122	53	120	24	156
受診率		12.1%	13.4%	11.7%	13.3%	16.5%
(再掲) 無料クーポン券	対象者数	4,086	4,248	4,202	4,175	4,292
	受診者数	1,057	878	734	996	867
	受診率	25.9%	20.7%	17.5%	23.9%	20.2%
要精密検査者数	B	66	120	67	120	88
要精密検査率	B/A	2.1%	2.9%	2.9%	2.4%	2.1%
精密検査受診者数	C	62	102	59	106	82
精密検査受診率	C/B	93.9%	85.0%	88.1%	88.3%	93.2%
がん発見者数	D	1	1	1	0	1
がん発見率	D/A	0.03%	0.02%	0.04%	0.00%	0.02%
CIN3 (高度異形成) 発見者数		8	5	7	25	5

※受診率(%)=(前年受診者+当年受診者-2年連続受診者)/対象者×100

(令和5年11月16日現在)

b 年齢別判定結果および精密検査の結果

【単位：人】

区分	受診者数 A	判定区分		精検受診者数 C	精検受診率 C/B	精検結果		所見ありの内訳											未把握者数	精検未受診者数
		精検不要	要精検 B			異常なし	所見あり	扁平上皮癌	頸部腺癌	AIS (上皮内膜癌)	(上皮内癌と高度異形成) CIN3	(中等度異形成) CIN2	(軽度異形成) CIN1	子宮頸部腺異形成	がんの疑い	子宮頸がん、移行性移行性子宮頸がんを含む CIN (転異)				
20~29歳	546	533	13	12	92.3%	1	11	0	0	0	0	2	0	7	0	2	0	0	1	
30~39歳	1,024	991	33	30	90.9%	11	19	0	0	0	2	5	0	7	0	2	3	0	3	
40~49歳	1,223	1,199	24	23	95.8%	4	19	0	1	0	1	3	0	6	0	5	3	0	1	
50~59歳	688	676	12	11	91.7%	4	7	0	0	0	0	0	1	1	0	4	1	0	1	
60~69歳	422	418	4	4	100%	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
70~79歳	316	314	2	2	100%	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
80歳以上	30	30	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,249	4,161	88	82	93.2%	22	60	0	1	0	5	11	1	21	0	13	8	0	6	

(令和5年11月16日現在)

c 無料クーポン券利用状況

【単位：人】

年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	合計
対象者数 G	793	834	746	900	1,019	4,292
受診者数 H	83	104	165	232	283	867
受診率 H/G	10.5%	12.5%	22.1%	25.8%	27.8%	20.2%

③乳がん検診

a 検診実施状況

【単位：人】

年 度		H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
項 目						
対象者数		37,385	37,995	38,606	39,256	39,920
受診者数 A (a+b)		2,148	2,521	1,361	3,095	2,599
(再掲 集団検診受診者数 a)		216	125		231	328
(再掲 個別検診受診者数 b)		1,932	2,396	1,361	2,864	2,271
2年連続受診者数		89	95	148	43	186
受 診 率		10.7%	12.0%	9.7%	11.2%	13.8%
(再掲) 無料クーポン 券	対象者数	4,495	4,567	4,683	4,610	4,703
	受診者数	1,049	935	777	1,007	931
	受診率	23.3%	20.5%	16.6%	21.8%	19.8%
要精密検査者数 B		152	190	106	181	163
要精密検査率 B/A		7.1%	7.5%	7.8%	5.8%	6.3%
精密検査受診者数 C		150	185	100	174	162
精密検査受診率 C/B		98.7%	97.4%	94.3%	96.1%	99.4%
がん発見者数 D		8	5	8	10	2
がん発見率 D/A		0.37%	0.20%	0.59%	0.32%	0.08%

※受診率(%) = (前年受診者+当年受診者-2年連続受診者) / 対象者 × 100

(令和5年11月16日現在)

b 年齢別判定結果および精密検査の結果

【単位：人】

年 齢	受診者数 A	判定区分		受精 診者数 C	受精 診率 C/B	精 検 結 果					未 把 精 握 者 検 数	未 受 精 診 者 検 数
		異常なし	要 精 検 B			異常なし	所 見 あ り	内 訳				
								が ん	が ん 疑 い	が ん 以 外 の 疾 患		
40～49歳	1,013	940	73	73	100%	26	47	0	3	44	0	0
50～59歳	739	695	44	43	97.7%	19	24	1	2	21	0	1
60～69歳	483	458	25	25	100%	5	20	0	4	16	0	0
70～79歳	327	308	19	19	100%	10	9	1	1	7	0	0
80歳以上	37	35	2	2	100%	1	1	0	0	1	0	0
合 計	2,599	2,436	163	162	99.4%	61	101	2	10	89	0	1

(令和5年11月16日現在)

c 無料クーポン券利用状況

【単位：人】

年齢	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	合計
対象者数 G	1,019	1,067	1,177	750	690	4,703
受診者数 H	263	212	211	118	127	931
受診率 H/G	25.8%	19.9%	17.9%	15.7%	18.4%	19.8%

④大腸がん検診

a 検診実施状況

【単位：人】

項目	年 度				
	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
対象者数	72,794	74,009	75,113	76,378	77,530
受診者数 A (a+b)	5,199	4,743	4,176	4,366	5,405
(再掲 集団検診受診者数 a)				190	299
(再掲 個別検診受診者数 b)	5,199	4,743	4,176	4,176	5,106
受診率	7.1%	6.4%	5.6%	5.7%	7.0%
要精密検査者数 B	332	320	278	254	302
要精密検査率 B/A	6.4%	6.7%	6.7%	5.8%	5.6%
精密検査受診者数 C	286	292	250	223	271
精密検査受診率 C/B	86.1%	91.3%	89.9%	87.8%	89.7%
がん発見者数 D	12	13	6	12	17
がん発見率 D/A	0.23%	0.27%	0.14%	0.27%	0.31%

(令和5年11月16日現在)

b 年齢別判定結果

【単位：人】

年齢	性別	区分 受診者数 A	判定区分				精検 受診者数 C	精検 受診率 C/B
			異常 なし	判定 不能	判定 保留	要精検 B		
40～49歳	男	219	210	2	0	7	5	71.4%
	女	470	443	0	0	27	26	96.3%
50～59歳	男	178	162	1	0	15	15	100%
	女	442	428	2	0	12	12	100%
60～69歳	男	387	367	0	0	20	18	90.0%
	女	760	727	1	0	32	31	96.9%
70～79歳	男	999	916	2	0	81	71	87.7%
	女	1,426	1,366	1	0	59	52	88.1%
80歳以上	男	266	235	2	0	29	26	89.7%
	女	258	238	0	0	20	15	75.0%
小 計	男	2,049	1,890	7	0	152	135	88.8%
	女	3,356	3,202	4	0	150	136	90.7%
合 計		5,405	5,092	11	0	302	271	89.7%

(令和5年11月16日現在)

c 精密検査の結果

【単位：人】

区分		受診者数 精 査	判 定 区 分					精 密 検 査	
			異常なし	所見あり	所見ありの内訳（実数）			未把握者数	未受診者数
年齢	性別	がん			がん 疑い	がん 以外の 疾患			
40～49歳	男	5	0	5	0	1	4	0	2
	女	26	6	20	1	0	19	0	1
50～59歳	男	15	3	12	0	0	12	0	0
	女	12	2	10	0	0	10	0	0
60～69歳	男	18	2	16	4	1	11	0	2
	女	31	9	22	0	0	22	0	1
70～79歳	男	71	2	69	6	1	62	0	10
	女	52	3	49	5	1	43	0	7
80歳以上	男	26	6	20	1	0	19	0	3
	女	15	5	10	0	0	10	0	5
小 計	男	135	13	122	11	3	108	0	17
	女	136	25	111	6	1	104	0	14
合 計		271	38	233	17	4	212	0	31

(令和5年11月16日現在)

⑤肺がん・結核検診

a 検診実施状況

【単位：人】

項目	年度	H30	H31	R2	R3	R4
対象者数		72,794	74,009	75,113	76,378	77,530
結核検診受診者数		7,175	6,373	5,151	5,486	6,311
肺がん検診受診者数	A (a + b)	7,170	6,370	5,147	5,483	6,308
(再掲 集団検診受診者数 a)		461	305		239	410
(再掲 個別検診受診者数 b)		6,709	6,065	5,147	5,244	5,898
肺がん検診受診率		9.8%	8.6%	6.9%	7.2%	8.1%
要精密検査者数 (E判定)	B	199	175	95	118	163
要精密検査率 (E判定)	B/A	2.8%	2.7%	1.8%	2.2%	2.6%
精密検査受診者数 (E判定)	C	189	169	91	110	154
精密検査受診率 (E判定)	C/B	95.0%	96.6%	95.8%	93.2%	94.5%
がん発見者数 (E判定)	D	2	2	4	4	2
がん発見率 (E判定)	D/A	0.03%	0.03%	0.08%	0.07%	0.03%

(令和5年11月16日現在)

b 年齢別判定結果

【単位：人】

年齢	性別	受診者数 A	喀痰検査 実施者数	判定区分				精 検 受診者数 (E判定) C	精 検 受診率 (E判定) C/B
				異常なし	有所見 放置可	要精検 (D判定)	要精検 (E判定) B		
40～49歳	男	238	0	198	33	2	5	4	80.0%
	女	440	0	389	46	3	2	1	50.0%
50～59歳	男	195	14	149	36	2	8	8	100%
	女	366	2	293	67	1	5	5	100%
60～69歳	男	469	59	284	173	4	8	6	75.0%
	女	846	4	493	322	5	26	24	92.3%
70～79歳	男	1,249	138	597	610	13	29	29	100%
	女	1,781	12	783	943	12	43	42	97.7%
80歳以上	男	370	31	121	223	7	19	17	89.5%
	女	354	2	82	247	7	18	18	100%
小 計	男	2,521	242	1,349	1,075	28	69	64	92.8%
	女	3,787	20	2,040	1,625	28	94	90	95.7%
合 計		6,308	262	3,389	2,700	56	163	154	94.5%

(令和5年11月16日現在)

c 精密検査（E判定）の結果

【単位：人】

区分 年齢・性別		精 検 受診者数	判 定 区 分						精 検 未把握 者 数	精 検 未受診 者 数
			異常なし	所見あり	原発性 肺がん	がん 疑い	肺結核	その他□		
40～49歳	男	4	4	0	0	0	0	0	1	0
	女	1	0	1	0	1	0	0	1	0
50～59歳	男	8	5	3	0	0	0	3	0	0
	女	5	3	2	1	0	0	1	0	0
60～69歳	男	6	2	4	0	1	0	3	2	0
	女	24	13	11	0	0	0	11	2	0
70～79歳	男	29	18	11	0	1	0	10	0	0
	女	42	19	23	0	2	0	21	1	0
80歳以上	男	17	6	11	1	1	0	9	2	0
	女	18	9	9	0	0	0	9	0	0
小 計	男	64	35	29	1	3	0	25	5	0
	女	90	44	46	1	3	0	42	4	0
合 計		154	79	75	2	6	0	67	9	0

(令和5年11月16日現在)

(5) 健（検）診検討委員会の開催

目的：市が医療機関に委託して実施する健（検）診を適正かつ円滑に実施するために開催する。

日時：令和4年10月25日（火）14時00分～16時00分

内容：1. 対策型がん検診の実施状況および精度管理について

<報告事項>

- (1) 子宮頸がん検診
- (2) 乳がん検診
- (3) 肺がん・結核検診
- (4) 胃がん検診
- (5) 大腸がん検診
- (6) 肝炎ウイルス検診
- (7) メタボ予防健診

<協議事項>

(1) がん検診の受診率ならびに精密検査受診率向上について

2. 特定健診・特定保健指導の実施状況について

<報告事項>

- (1) 特定健診の実施状況について
- (2) 特定保健指導の実施状況について
- (3) 要受診者の医療機関受診状況について
- (4) 糖尿病性腎症重症化予防事業について

(6) 胃がん検診精度管理委員会の開催

目的：有益な胃がん検診を実施するために、医療機関の検診精度の確保および向上を目的とする。

日時：令和4年11月4日（金）14時30分～16時30分

内容：<報告事項>

- (1) 令和3年度胃がん検診実施状況について
 - ①胃部エックス線検査
 - ②胃内視鏡検査
- (2) 令和3年度胃がん検診実施状況について
 - ①実施医療機関の追加
 - ②抗血栓薬内服者の精密検査
 - ③検診票（精密検査票）への精密検査実施日の記載

<協議事項>

- (1) 対象判定表について
 - ① 胃内視鏡検査の検査医・読影医の条件について
 - ② 同意書について
- (2) 令和4年度の従事者講習会実施方法について

(7) 肺がん検診精度管理委員会の開催

目的：有益な肺がん検診を実施するために、医療機関の検診精度の確保および向上を目的とする。

日時：令和4年11月15日（火）14時00分～16時00分

内容：<報告事項>

1. 令和3年度草津市肺がん検診実施状況について

- (1) 一次検診の状況
 - ①受診者と受診率
 - ②喀痰細胞診
 - ③総合判定
 - ・一次読影と二次読影仮判定区分の相違について

(2) 精密検査の状況

- ・精検受診率・精検判定結果について
- ・がん発見率と陽性反応適中度について

(3) 肺がん・がん疑い症例の状況

2. 令和4年度画質向上の取り組みについて

- ①画像審査
- ②画像不良の対応

3. 草津市胸部レントゲンを学ぶ会について

4 その他

(1) 対象者数および精密検査受診状況の算出方法

平成28年度年報までは、すべてのがん検診受診率の算定を、「がん検診事業の評価に関する委員会」が推奨している「推計対象者数」を用いた方法で算出していた。

平成28年11月に、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知による「市町村におけるがん検診受診率の算定方法について」により、がん検診の対象者数を「全住民」とするよう定義されたことを受け、平成29年度年報からは、平成25年にさかのぼり、対象者数を各年4月1日現在「全住民」として変更している。

各検診における精密検査受診状況は集計日時点において算出している。

(2) 精密検査における未把握者、未受診者について

「地域保健・健康増進事業報告作成要領」に準じて計上している。

未把握者：要精密検査者数のうち、精密検査の受診の有無が不明な者及び精密検査結果が正確に判明しなかった実人数。

未受診者：要精密検査者数のうち、精密検査実施機関を受診しなかったことが判明している実人数。

5 草津市がん患者のアピアランスケア支援事業

(1) 目的

がんになっても安心して暮らし続けられるよう、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みや、経済的負担の軽減を目的とし、令和元年10月1日より、補整具（医療用等ウィッグ・帽子）の購入費用の一部を助成している。

(2) 対象者

- ・申請日時時点で、1年以上草津市に住民票がある方
- ・がん患者の副作用により脱毛が生じる抗がん剤を使用し治療を行っている方
- ・他の法令等に基づく助成等を受けていない方

(3) 助成対象経費

購入日から1年以内に申請した下記の購入費用。

- ・医療用等ウィッグ本体と帽子
- ・乳房補正具

(4) 助成金額

購入費用の半額（上限10,000円）

(5) 申請者実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請人数	12名	29名	51名	43名

第7節 特定保健指導

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）の結果において、健康の保持に努める必要がある人に対して、特定保健指導を実施している。

特定保健指導は、医療保険者に義務付けられたものであり、草津市では国民健康保険被保険者に対して実施している。

特定健康診査および特定保健指導は、「草津市特定健康診査等実施計画」に基づき、保険年金課にて実施をしてきたが、平成25年度から、特定保健指導のみ健康増進課にて実施している。

1 特定保健指導

(1) 目的

特定保健指導の目的は、生活習慣病予備群の人を生活習慣病に移行させないことにあり、自らの生活習慣を振り返り、健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように支援を行う。

(2) 対象者

特定健康診査の結果は、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのレベルがあり、特定保健指導は、「動機付け支援」「積極的支援」のレベルにある者が対象となる。それぞれの基準は次のとおりとなっている。

腹 囲	追加リスクⅠ	追加リスクⅡ	対象年齢（実施年度末）	
	①血圧 ②脂質 ③血糖	④喫煙歴	40～64歳	65～74歳
≥85 cm（男性） ≥90 cm（女性）	2つ以上該当	／	積極的支援	動機付け支援
〔内臓脂肪の面積の測定がある場合には、内臓脂肪の面積が100 cm ² 以上〕	1つ該当	あり		
		1つ該当	なし	
上記以外でBMI≥25	3つ該当	／	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	2つ該当	なし		
	1つ該当	／		

【追加リスクⅠ】①血圧：収縮期 130mmHg以上 または 拡張期 85mmHg以上

②脂質：中性脂肪 150mg/dl以上 または HDLコレステロール 40mg/dl未満

③血糖：空腹時血糖 100mg/dl以上 または HbA1c 5.6%以上

【追加リスクⅡ】④喫煙歴：質問票より

※質問票により糖尿病、高血圧症、脂質異常症で服薬治療を行っていることが明らかな場合は、特定保健指導の対象とならない。

(3) 実施方法

医療機関および事業所に委託し実施している。

希望者にはオンライン面談を実施した。また、特定保健指導の未利用者対策として、イベント型特定保健指導の参加勧奨を実施し、利用率の向上を図った。

委託先	特定保健指導の実施者
ジェイエムシー株式会社大阪支店	管理栄養士
一般社団法人滋賀県医師会	医師、管理栄養士、保健師
公益社団法人滋賀県栄養士会	管理栄養士

(4) 支援内容

支援の種類	支援の内容		
動機付け支援	初回面接による支援 (行動計画を策定する)		3か月後の評価 (実績評価)
積極的支援	初回面接による支援 (行動計画を策定する)	3か月以上の 継続的な支援	3か月後の評価 (実績評価)

※対象者には、個別通知を行い、参加のない者に対して電話等による勧奨を実施。

○その他

健康運動指導士による運動教室：年6回開催

(5) 支援状況

<法定報告値>

【単位：人(%)】

		H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3
特定健康診査受診者数		6,116	6,284	6,241	5,347	5,655
内訳	情報提供	5,480 (89.6)	5,595 (89.0)	5,613 (89.9)	4,819 (90.1)	5,079 (89.8)
	動機付け支援対象者	511 (8.4)	563 (9.0)	496 (8.0)	429 (8.0)	442 (7.8)
	積極的支援対象者	125 (2.0)	126 (2.0)	132 (2.1)	99 (1.9)	134 (2.4)
特定保健指導の対象者数 (R2 健診受診者のうち、保健指導対象者)		636 (10.4)	689 (11.0)	628 (10.1)	528 (9.9)	576 (10.2)
特定保健指導の終了者数 (R2 年度中に指導を完了した者)		116 (18.2)	228 (33.1)	139 (22.1)	100 (18.9)	96 (16.7)

※上記は国への法定報告値。年度内の異動者（加入・脱退者）及び年度内75歳到達者を除き、翌年度11月に確定する。

※特定保健指導は3か月間の支援を行っていくため、次年度に渡って指導を継続する場合がある。

第8節 食育推進事業

子どもから大人まで、すべての市民が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、食育を総合的・計画的に進めるため、食育推進基本計画を基にした「草津市食育推進計画」を平成21年3月に策定、また「第2次草津市食育推進計画」を平成26年2月に策定し、様々な取り組みにより食育を推進してきた。平成29年度には「第3次草津市食育推進計画」を策定し、本計画では、「ココロ豊かにカラダ元気に 食で育む笑顔があふれるまち草津」を基本理念として、食育の実践の環を広げ、取り組みを強化した食育の推進している。

令和5年度に「第3次草津市食育推進計画」が終了することから、市民の各種健康づくり施策と医療費抑制を一体的に進めるため「健康くさつ21」に内包し、「草津市健康づくり推進協議会」にて健康に関する現状分析、課題抽出、審議会からの意見聴取を行う。食育推進に関する事項は、「健康づくり推進協議会」にて協議を行うため、令和4年度に「草津市食育推進懇話会」を廃止。

1 食育啓発・実践推進事業

(1) 草津市クックパッド公式キッチン「草津・たび丸 Kitchen」

①目的

草津市民（20歳以上）の野菜の平均摂取量が全国や県の平均を下回っており、バランスのとれた食事に気をつけている人の割合が低下している現状がみられる中、食への関心を持ってもらい、市民が自らバランスのとれた食事を摂り、不足しがちな野菜摂取量を増加させることを目的として実施する。



②実施内容

地場産の野菜や旬の野菜を用いたレシピ、健康づくりのためのレシピを作成し、草津市クックパッド公式キッチンに掲載する。また、市や関係機関が実施する食育に関わるイベントについての周知もクックパッドを用いて実施する。



③実施状況

掲載レシピ数：207（令和3年度：158）

総アクセス数：508,681（令和3年度：417,721）

(2) 食育啓発、食育月間・食育の日の取組

①目的

食育月間・食育の日に合わせて、草津市健康推進員と協力し、食育啓発用除菌ジェルおよび啓発コースターを配布し、「6月（食育月間）」「6月19日（食育の日）」「野菜+1皿しましょう」という声かけを行いながら、野菜の摂取量の増加を目指すことを目的とする。

②実施場所・状況

日時：令和4年6月16日 場所：アル・プラザ草津店 啓発人数：200人

日時：令和4年9月20日 場所：フレンドマート草津大路店 啓発人数：100人

第9節 精神保健対策

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神疾患の発病予防や、市民の精神的健康の保持及び増進を図るため、精神保健対策を実施している。

1 こころの健康に関する相談

(1) 目的

精神疾患の発生予防や精神的健康の保持及び増進を図る。

(2) 対象者

こころの健康に関する相談のある人、またその家族等。

(3) 実施内容

こころの健康に関する相談を受け、医療や生活に対する保健指導を実施した。

原則、下記のとおり、障害福祉課と役割分担し、対応をしている。

(障害福祉課) 精神障害者保健福祉手帳所持者や障害年金受給者

(健康増進課) 上記以外

①訪問指導

【単位：人】

	H30	H31	R2	R3	R4
訪問実数	88	56	34	31	32
訪問延数	329	164	117	100	123

*H29年度は地域保健課が担当

②電話相談(メール・手紙含む)

【単位：人】

	H30	H31	R2	R3	R4
電話相談延数	973	643	386	320	359

③来所相談

【単位：人】

	H30	H31	R2	R3	R4
来所相談実数	85	84	53	39	37
来所相談延数	292	240	159	128	113

H31年度から、個別ケースについて、支援の目的や方法、頻度を検討し、整理を行っている。

④訪問指導・電話相談・来所相談内容

【単位：人】

	訪問	電話	来所
老人精神保健	0	0	0
社会復帰	12	6	0
アルコール	27	29	13
薬物	1	4	0
ギャンブル	0	0	0
ゲーム	0	0	0
思春期	11	4	0
こころの健康づくり	28	226	44
うつ・うつ状態	11	17	2
摂食障害	0	0	0
てんかん	0	0	0
その他	33	73	54
合計	123	359	113

2 個別ケース会議・連絡調整等

(1) 目的

精神疾患のある人の医療や生活状況等について、関係機関で情報共有し、課題の共通認識を行い、支援方針を検討する。

(2) 実施内容

ケース会議、電話等による関係機関との連絡調整

(3) 主な関係機関

市：障害福祉課、生活支援課、保険年金課、子ども家庭・若者課、市民相談室、長寿いきがい課等

県：草津保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等

医療機関等：病院、診療所、訪問看護ステーション

相談支援事業所：草津市立障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センター風等

就労支援事業所：働き暮らし応援センターりらく、ハローワーク、就労準備支援事業所等

(4) 相談内容

	連絡調整	ケース会議		連絡調整	ケース会議
老人精神保健	1	0	思春期	42	4
社会復帰	1	1	こころの健康づくり	349	54
アルコール	68	3	うつ・うつ状態	3	1
薬物	12	1	摂食障害	0	0
ギャンブル	0	0	てんかん	0	0
ゲーム	0	0	その他	151	19
			合計	627	83

3 市長同意による医療保護入院

(1) 目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づき、指定医の診察の結果、医療保護入院が必要と判断した精神障害者について、その家族等がない場合またはその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、居住地を管轄する市町村長の同意があれば、本人の同意がなくても入院させることができる。

(2) 実施内容

医療機関から市長同意依頼文書を受付し、家族等に関して調査を行い、家族等がない場合またはその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、市長が入院について同意を行うための事務手続きを行う。

(3) 実績

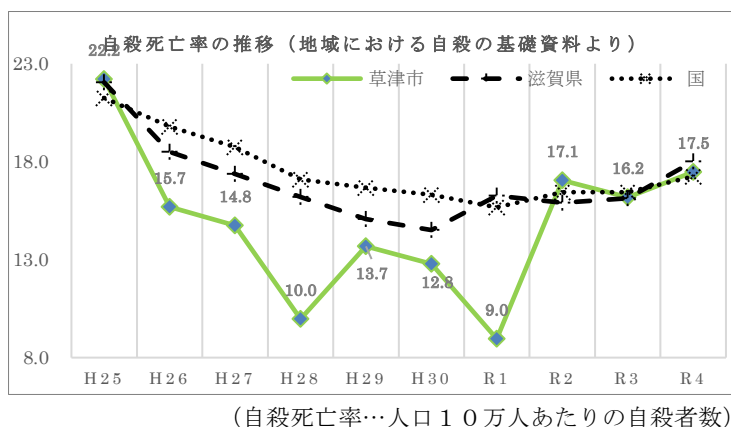
【単位：件】

H30	H31	R2	R3	R4
2	1	0	2	2

第10節 自殺対策

平成10年以降、全国での自殺者は3万人を超える高い水準で推移していた状況を受けて、国では平成28年4月に自殺対策基本法が改正されて以降、平成29年、令和4年に自殺総合対策大綱が見直され、平成30年3月に滋賀県自殺対策計画が策定、令和5年3月に改定されている。

草津市では平成26年2月に「草津市自殺対策行動計画」を、平成31年3月に「第2次草津市自殺対策行動計画」を策定し、市民や地域、学校、関係機関、関係団体と行政が一体となり、自殺対策に取り組み、市民一人ひとりが「かけがえのない“いのち”」を大切にする社会の実現を目指している。



1 草津市自殺対策推進会議

(1) 目的

第2次草津市自殺対策行動計画の推進における進捗管理を行う。外部関係機関および市民と自殺の実態を共有し、各関係機関の役割や取り組みの理解を深め、より効果的な対策に向けた協議を行う。

(2) 委員構成

まちづくり協議会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、草津商工会議所、滋賀県司法書士会、ハローワーク草津、滋賀県自死遺族の会、滋賀いのちの電話、草津栗東医師会、草津警察署、救急告示病院（淡海医療センター）、草津保健所、公募市民

(3) 開催内容

- 令和4年11月24日（木）
- ・自殺の状況と自殺未遂者支援の実態について
 - ・第2次自殺対策行動計画の推進について
 - ・10代の未遂者支援の取組について

2 草津市自殺対策関係課会議

(1) 目的

第2次草津市自殺対策行動計画の推進における進捗管理、庁内関係課における自殺の実態の共有と課題についての協議を行う。

(2) 関係課

男女共同参画課、人権政策課、人権センター、納税課、まちづくり協働課、生活安心課、商工観光労政課、健康福祉政策課、生活支援課、障害福祉課、地域保健課、長寿いきがい課、子ども・若者政策課、子ども家庭課、少年センター、家庭児童相談室、子育て相談センター、児童生徒支援課、人とくらしのサポートセンター（令和2年度から参画）

(3) 開催内容

令和4年10月28日（金） ・ 10代の未遂者支援における取組について

3 普及啓発事業

(1) 目的

こころの健康、自殺の実態やゲートキーパーについての啓発、相談窓口の周知啓発を行う。

①自殺予防週間における街頭啓発

令和4年9月16日（金） 7：30～8：30 南草津駅前

②広報くさつ特集記事の掲載

3月1日号特集記事 子ども・若者のこころの健康づくり～3月は「自殺対策強化月間」～

③相談窓口リーフレットの作成および配布

相談窓口関係機関、草津市商工会会員、草津市障害児(者)自立支援協議会構成機関、市内居宅介護支援事務所、市内医療機関、市外精神科および救急病院、市内保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学、各種イベント参加者、転入者など

4 人材養成事業

(1) 目的

市民がゲートキーパーとしてお互いに支えあうことができる地域づくりをすすめるとともに、相談窓口においてより適切な支援を行うことができるよう、研修会を開催する。

① 市民等対象 ゲートキーパー講座（人権セミナー第1回講座と共催）

日 時：令和4年9月9日（金） 13時30分～15時30分

場 所：草津市役所 2階特大会議室

内 容：身近な人を支えたい

～不調のサインや悩んでいる人への接し方について学ぼう～

講 師：NPO法人ゲートキーパー支援センター 竹内 志津香 理事長

参加者数：46人

②職員等対象 ゲートキーパー養成研修会

(ア) 初級編

日 時：令和4年11月1日（火） 13：30～15：30

講 師：NPO法人ゲートキーパー支援センター 竹内 志津香 理事長

参加者数：72人

(イ) ステップアップ編

日 時：令和5年1月17日（火）10：00～15：00

講 師：NPO法人ゲートキーパー支援センター 竹内 志津香 理事長

参加者数：32人

5 自殺未遂者支援（リスクアセスメント会議）

(1) 目的

自殺未遂者が自殺未遂に至った原因や背景等について情報収集を行い、自殺リスクアセスメントを実施し、関係機関と連携しながら支援体制を整えることを目的とする。

(2) 実施内容

支援に必要な関係機関と連携し、自殺リスクアセスメント会議を随時開催の上、支援方針や各機関の役割分担を検討し、支援をサポートする。

(3) 当課への連絡経路

① 湖南いのちサポート相談事業（保健所事業）ケース

自殺未遂により、県内救急告示病院を受診した本人または家族に、病院で事業の同意をとり、保健所を通じて市（自殺対策担当）に連絡が入る。

② その他関係機関から連絡のあったケース

関係機関が把握した自殺未遂者や、自殺念慮があり支援が困難なケースについて、関係機関から支援について相談の連絡が入る。

(4) 主な関係機関

市：障害福祉課、生活支援課、子育て相談センター、家庭児童相談室、児童生徒支援課等

県：草津保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等

医療機関等：病院、診療所、訪問看護ステーション

相談支援事業所：草津市立障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センター風等

その他：地域包括支援センター、働き暮らし応援センターりらく、ハローワーク、障害者職業センター、作業所等

(5) 自殺未遂者支援数年度推移

【単位：人】

	H29	H30	H31	R2	R3	R4
男性	5	6	9	6	7	7
	(2)	(5)	(3)	(4)	(6)	(4)
女性	10	8	9	11	9	11
	(8)	(5)	(3)	(3)	(6)	(7)
合計	15	14	18	17	16	18
	(10)	(10)	(6)	(7)	(12)	(11)

下段（ ）は、うち湖南いのちサポート相談事業ケース数

6 自死遺族支援

(1) 目的

自死遺族は、悲しみや怒り、自責の念等、様々な感情を抱くが、社会にはいまだ自殺に対する偏見もあることから、相談できる相手も限られ、自死遺族にとっては心理的に辛い状況になることがある。自殺に対する偏見をなくし、心理面・生活面等において、必要な支援を行うことを目的として、個別支援や自死遺族の会の周知等を行う。

(2) 実施内容

滋賀県自死遺族の会（凧の会）を広報くさつ等で周知
グリーフケアリーフレットを死亡届出者や窓口にて配布

第 1 1 節 献血推進事業

1 献血の啓発

(1) 事業概要

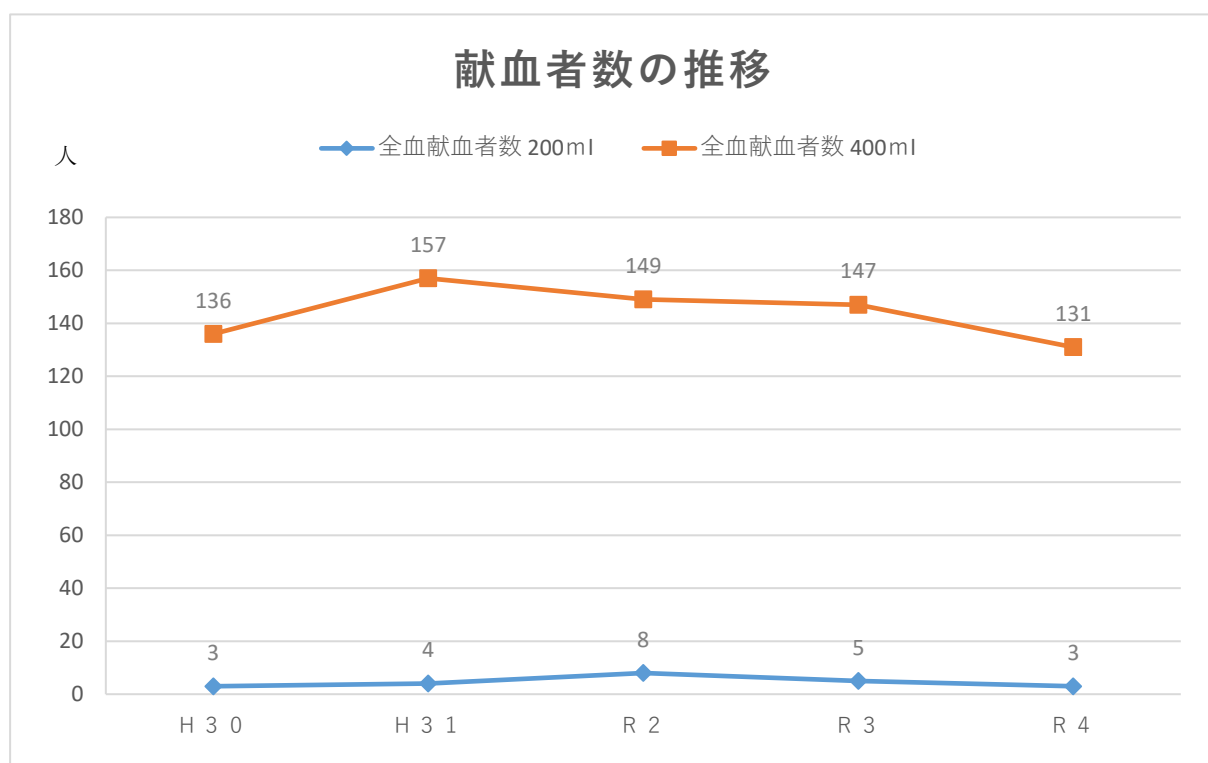
安全な血液を確保し、血液製剤を医療現場へ的確に供給できるようにするため市民への献血の啓発活動を行う。

滋賀県赤十字血液センターと連携し、草津ライオンズクラブの協力のもと、献血を実施している。

(2) 献血者の年度推移

【単位：人】

年 度	実 施 場 所	実施回数	全血献血者数		総献血者数
			200ml	400ml	
H 3 0	さわやか保健センター	3回	3	136	139
H 3 1	さわやか保健センター	3回	4	157	161
R 2	さわやか保健センター	4回	8	149	157
R 3	さわやか保健センター	3回	5	147	152
R 4	さわやか保健センター	3回	3	131	134



2 草津市骨髄等移植ドナー助成金

(1) 助成金概要

骨髄または末梢血幹細胞の提供者（ドナー）の経済的負担を軽減し、ドナー登録の推進および骨髄等の移植の推進を図るため、ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対して助成金を交付する。

(2) 助成対象者

① 次のすべてに該当するもの

ア. 骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。

イ. 骨髄等の提供を行った日に住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ. 他の地方公共団体ならびに企業および団体が実施する同種同類の奨励金、助成金等（ドナー休暇（骨髄等の提供に特化した有給休暇をいう。）の取得を含む。）を受けていないこと。

② ①のドナーが勤務し、骨髄等提供のためにドナー休暇を付与した国内の事業所。

(3) 助成金の額

① ドナーに対する助成

・ 骨髄等の提供に係る通院、入院および面談（骨髄等の採取のための手術やこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院および面談を除く。）の日数×2万円（上限14万円）。通院等の日数は、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとする。

- ・ 健康診断または自己血採血のための通院、入院
- ・ 骨髄等の採取のための入院、
- ・ その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院および面談

② ドナーが勤務する事業所に対する助成

・ 1事業所につき、ドナーが入院、通院および面談に要した日数のうち骨髄提供のための休暇を付与した日数に1万円を乗じた額（上限7万円）。

(4) 助成実績

【単位：件】

	R 2	R 3	R 4
ドナー本人	2	1	2
ドナーの勤務する事業所	-	-	1

第 1 2 節 地域医療推進事業

1 湖南広域休日急病診療所事業

(1) 事業概要

一般社団法人草津栗東医師会の協力のもと、昭和 53 年 10 月から草津栗東休日急病診療所で休日や夜間の診療を開始し、草津栗東行政事務組合の解散に伴い、平成 15 年 4 月からは草津市が設置主体となり、栗東市の委託を受けて運営してきた。

平成 24 年度からは、栗東市のほかに守山市と野洲市から委託を受け、一般社団法人草津栗東医師会と一般社団法人守山野洲医師会、一般社団法人びわこ薬剤師会の協力のもと、「湖南広域休日急病診療所」と名称変更して運営している。

また、平成 25 年度から、管理、運営を湖南広域行政組合に移管し、平成 26 年度から、診療時間を 22 時まで延長した。

診療日時：日曜日、祝休日、年末年始（12/29～1/3） 10 時～22 時

診療科目：主に内科・小児科

所在地：栗東市大橋 2-7-3

配置職員：医師・薬剤師・看護師・事務員

(2) 湖南広域休日急病診療所開設状況

①開設日数と受診者数年度推移

	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
開設日数（日）	73	76	72	72	72
受診者数（人）	9,679	10,212	2,960	3,856	4,836
内草津市受診者（人） 割合			800 (27.0%)	1,034 (26.8%)	1,277 (26.4%)

②時間別受診者数年度推移（受付人数を計上）

【単位：人】

	9時半～12時	12～15時	15～18時	18～20時	20～22時	計
H 3 0	3,511	1,973	2,027	1,381	787	9,679
H 3 1	3,554	2,049	2,231	1,513	865	10,212
R 2	1,032	550	648	448	282	2,960
R 3	1,297	802	812	597	348	3,856
R 4	1,647	1,109	938	685	457	4,836

③診療科別受診者数年度推移 () は草津市 【単位：人】

	内科	小児科	計
H 3 0	3, 774	5, 905	9, 679
H 3 1	4, 022	6, 190	10, 212
R 2	1, 528 (349)	1, 432 (451)	2, 960 (800)
R 3	1, 593 (375)	2, 263 (659)	3, 856 (1, 034)
R 4	1, 832 (413)	3, 004 (864)	4, 836 (1, 277)

④年齢別受診者数年度推移 【単位：人】

	0～5 歳	6～15 歳	16～39 歳	40～49 歳	50～69 歳	70 歳～	計
H 3 0	3, 891	2, 050	2, 151	782	560	245	9, 679
H 3 1	4, 013	2, 214	2, 102	854	672	357	10, 212
R 2	1, 034	407	755	241	282	241	2, 690
R 3	1, 736	536	788	270	295	231	3, 856
R 4	2, 029	979	956	314	337	221	4, 836

⑤ 二次病院転送患者数年度推移 【単位：人】

	近江草津 徳洲会 病院	淡海医療 センター (旧草津 総合病院)	済生会 滋賀県 病院	済生会 守山市民 病院	市立野洲 病院市立 (旧野洲 病院)	その他 (県立 総合病 院他)	計
H 3 0	-	43	223	4	15	27	312
H 3 1	-	50	254	3	0	34	341
R 2	24	42	154	2	3	20	245
R 3	22	31	181	2	9	11	256
R 4	5	42	154	5	0	7	213

2 救急医療情報システム運営負担金（滋賀県）

救急医療情報システムの運営（県健康医療福祉部医療政策課医療整備係所管）について、昭和55年7月23日「救急医療情報システムの運営に関する協定書」を滋賀県と各市町が締結し、「地域住民の緊急時における医療提供に資するため、相互に協力して、救急医療情報システムの運営にあたる。」ことを目的に、このシステム運営にかかる経費の一部を各市町が人口割等にて負担する。（人口は令和2年10月1日国勢調査による）

この情報システム掲載は、ホームページ「医療ネット滋賀」において、医療等の情報について掲載している。

※ 負担額積算内訳：3/9 国庫支出金（統合補助金）、5/9 県支出金、1/9 各市町負担（19市町）

過年度実績	負担金
平成30年度	358,000円
平成31年度	363,000円
令和2年度	371,000円
令和3年度	385,000円
令和4年度	377,000円

3 休日救急歯科診療在宅当番医制事業

湖南4市で年末年始の休日における歯科救急患者の医療を確保するために、平成17年度から一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会（旧滋賀県歯科医師会湖南支部）の協力のもと、草津市・栗東市・守山市・野洲市の当番歯科診療所において、年末年始の救急歯科診療を行っている。その運営に要する経費に対し、湖南4市から補助金を交付する。

診療日時：年末年始(12/30～1/3) 10時～16時

診療科目：歯科

補助金の内容：「当番医協力謝金、歯科衛生士等出動謝礼、会議費」で年額210,000円を交付限度として、湖南4市の人口割（前年の10月1日現在）で算出する。

過年度実績：平成29～令和4年度 84,000円

4 草津市看護師養成所等補助金

市内の医療提供施設等に勤務する看護師を確保し、安心、安全な医療体制を構築することを目的に、看護師養成所等の運営を行う事業者に補助金を交付する。

交付先：社会医療法人 誠光会 草津看護専門学校

交付基準額：下記（１）～（３）のすべてを満たす者の人数×１００千円

- （１） 草津看護専門学校の卒業生
- （２） 正看護師の国家試験に合格した者
- （３） 草津市内の医療機関等に就職した者

基準日：毎年７月１日現在

過年度実績	卒業数	国家試験合格者数	市内就職者数	補助金額
平成 30 年度	36 人	36 人	26 人	2,600 千円
平成 31 年度	36 人	35 人	27 人	2,700 千円
令和 2 年度	38 人	38 人	30 人	3,000 千円
令和 3 年度	35 人	33 人	29 人	2,900 千円
令和 4 年度	36 人	36 人	28 人	2,800 千円

5 草津市救急病院運営補助金（旧：草津市公的病院等運営費補助金）

救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する告示病院に対し、国の特別交付税制度を活用し、補助金を交付する。

令和 3 年度より、支援をより充足させるため、補助率・補助上限を拡充した。

交付先：【公的病院等】社会医療法人 誠光会 淡海医療センター（平成 27 年度～）
（旧：草津総合病院）

【私的病院】医療法人 徳洲会 近江草津徳洲会病院（平成 31 年度～）

交付基準額：【公的病院等】

R2 年度まで $(32,900 \text{ 千円} + 1,697 \text{ 千円} \times \text{救急医療専用病床数}) \times 1/2$

R3 年度から $(32,900 \text{ 千円} + 1,697 \text{ 千円} \times \text{救急医療専用病床数}) \times 1/1$

【私的病院】

R2 年度まで $(13 \text{ 千円} \times \text{受入傷病者数}) \times 1/2$ ※上限 10,000 千円

R3 年度から $(13 \text{ 千円} \times \text{受入傷病者数}) \times 1/1$ ※上限 20,000 千円

特別交付税措置額：【公的病院等】公的病院への補助額×80%×財政力補正 0.5

【私的病院】私的病院への補助額×80%

過年度実績	淡海医療センター	近江草津徳洲会病院
平成 30 年度	28,329 千円	—
平成 31 年度	28,329 千円	8,444 千円
令和 2 年度	28,329 千円	6,409 千円
令和 3 年度	56,658 千円	17,940 千円
令和 4 年度	56,658 千円	20,000 千円

6 かかりつけ医等普及促進事業

医療が限りある公共資源であることや、適切な医療機関へのかかり方等を啓発することで、かかりつけ医等を持つことの大切さを知ってもらい、誰もが安全で安心した生活が送れるよう、かかりつけ医等普及促進事業を実施している。

- ◆おでかけドクターとお気軽トーク 7回 (R3 : 2回)
- ◆おでかけ薬剤師とお気軽トーク 13回 (R3 : 4回)
- ◆歯科無料相談 (かむカムフェスタ) 1回 (R3 : 1回)

第13節 保健師の人材育成

平成9年の地域保健法施行後、住民に身近な保健サービスの実施主体は市町村となり、健康課題の変遷とともに、介護保険法、児童虐待防止法、健康増進法、次世代育成支援対策推進法、高齢者虐待法等が次々と施行され、身近な住民サービスである市の保健事業は増大し、保健活動はこれまでの地域の健康課題を集めたボトムアップ式から法で決められた事業を実施するトップダウン式へと変化し、新たな制度や事業への対応に追われる状況となった。

本市においては、事業や業務を効率的に実施するため、平成9年に保健活動を地区担当制から業務担当制に移行（地区担当制も併用）した。平成12年の介護保険法施行に向け、平成11年には、介護保険課に保健師が配置され、その後も、平成18年に地域包括支援センター設置、平成20年に特定健診・特定保健指導制度の施行等により、保健師の分散配置が進んだ。

平成25年4月19日付け厚生労働省健康局から通知された「地域における保健師の保健活動に関する指針」では、今後の保健師活動は、生活習慣病をはじめとして、保健・医療・福祉・介護等の各分野および関係機関、住民との連携・協働がますます重要となることから、持続可能で地域特性を生かした健康なまちづくりと災害対策等を推進することが必要とされた。

本市においても、地域特性を生かした切れ目のない保健活動を行うため、統括保健師配置、地区担当制の推進、現任教育に関する取組を行っている。

1 保健師の人員配置

所 属		配置人数	
		R4.3.31 現在	R5.3.31 現在
健康福祉部	健康増進課（参事級統括保健師）	7	9
	地域保健課	7(1)	8(1)
	介護保険課	1	2(1)
	新型コロナウイルスワクチン対策室	3(1)	2(1)
	長寿いきがい課	5	5
	保険年金課	1	1
	人とくらしのサポートセンター	2	2
子ども未来部	子育て相談センター	9	9
	発達支援センター	1	1
	子ども家庭・若者課	-	1
	家庭児童相談室	1	1
計		37(2)	41(3)

うち（ ）は再任用

2 保健師の人材育成にかかる取組

(1) 統括保健師の配置に関する取組

平成26年度から保健師の中で最も職位が高い者が統括保健師の役割を果たす者とし、統括保健師を配置した。また、平成31年度には、統括保健師設置要領に基づき地域保健課に配置、令和2年度からは、健康増進課に統括保健師を配置した。

①統括保健師補佐会議

- ・開催日

6月27日・8月4日・10月10日・11月16日・2月20日

- ・内容

保健師全体会議について

保健師人員配置について

ラダーチェック後の個別面談結果から今後必要な取り組みについて

地区担当制の推進について

②保健師全体会議（研修会）

- ・開催日 1月31日

- ・内容

保健師活動報告（県新任期研修、保健師コンサルテーション研修）

地区担当制の在り方について

保健師個別面談の結果と今後の取り組みについて

③学生実習の受け入れに関する調整

- ・滋賀県立大学

(2) 現任教育に関する取組

保健師の専門能力の向上及び政策形成能力の獲得を図るため、県の現任教育体制を活用しながら研修受講ができる体制を整えている。

①県の新任期育成ガイドライン、中堅期現任教育の推進

②県の研修体系に基づく現任研修への参加推進

③保健活動報告及び保健活動に関する研究発表の推進